令和５年度(2023 年度)第３回熊本市環境審議会

次　第

日時：令和 5 年（2023 年）7 月 21 日（金）10 時 00 分
会場：議会棟　議運・理事会室

１　開会

２　議題
「(仮称)熊本市環境影響評価条例」の制定について
（１）自治体のスクリーニング
（２）地域区分（ゾーニング）について
（３）熊本市の地域区分（ゾーニング）

３　その他

４　閉会

＜配布資料＞
資料１　自治体のスクリーニング

資料２　地域区分（ゾーニング）について

資料３　他県・市比較資料

資料４　本市の地域区分（ゾーニング）（案）

資料５　熊本市の対象事業の種類・規模要件及びスクリーニングの対象事業のイメージ（案）

資料1

自治体のスクリーニング

令和5年7月21日(金)

熊本市環境政策課

目次

1. スクリーニングについて

2. 自治体のスクリーニングの概要

3. 今後の方針

1. スクリーニングについて

（1）環境影響評価手続の全体フロー

自治体は、国が定めるA～Hまでの手続きについて、自治体の実情に応じて必要なものを選定して対応している。

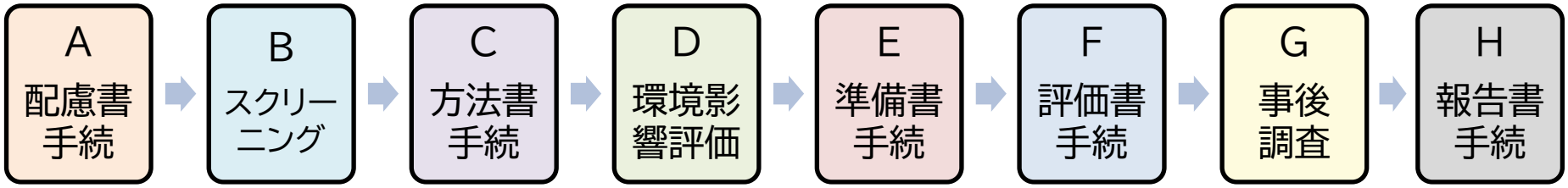

手続方法	手続内容	他自治体の状況
A 配慮書手続	事業の位置・規模や施設の配置、構造などを検討する段階において、環境保全のために配慮すべき事項を検討するもの。	42／68自治体で規定 16／19政令市で規定
B スクリーニング	第1種事業、第2種事業の規模要件を設定し、計画段階においてスクリーニング（選別）するもの。第2種事業のうち、環境影響の程度によって、以降の手続きを省略できるもの。	19／68自治体で規定 4／19政令市で規定
C 方法書手続	環境影響評価が適正に行われるように、その方法や環境影響評価項目等を示すもの。	68／68自治体で規定 19／19政令市で規定
D 環境影響評価	調査情報を収集するための調査、事業を実施した結果、環境がどのように変化するのかの予測、事業を行った場合の環境への影響について検討するもの。	68／68自治体で規定 19／19政令市で規定
E 準備書手続	事業の実施に伴う環境影響について調査、予測及び評価した結果をまとめるもの。	68／68自治体で規定 19／19政令市で規定
F 評価書手続	準備書の結果に加え、住民等の意見を考慮して、最終的に取りまとめるもの。	68／68自治体で規定 19／19政令市で規定
G 事後調査	工事中や供用後の環境の状態などを把握するために、環境保全対策の実績が少ない場合や不確実性が大きい場合などに環境調査を行うもの。	68／68自治体で規定 19／19政令市で規定
H 報告書手続	事後調査を実施し、環境保全措置の内容や効果、事後調査の項目、手法、結果などを記載した報告書を作成するもの。	61／68自治体で規定 17／19政令市で規定

1. スクリーニングについて

（2）国のスクリーニングの対象事業

国の環境影響評価法では、必ず環境影響評価を行う第1種事業と環境影響評価が必要かどうかを個別に判定する第2種事業を設けている。

＜国の環境影響評価の対象事業一覧（抜粋）＞

	第１種事業 （必ず環境アセスメントを行う事業）	第２種事業 （環境アセスメントが必要かどうかを個別に判断する事業）
1　道路		
高速自動車国道	すべて	－
首都高速道路など	4車線以上のもの	－
一般国道	4車線以上・10km以上	4車線以上・7.5km～10km
林道	幅員6.5m以上・20km以上	幅員6.5m以上・15km～20km
2　河川		
ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75ha～100ha
放水路、湖沼開発	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha～100ha
3　鉄道		
新幹線鉄道	すべて	－
鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km
4　飛行場	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m

※ 第1種事業の規模要件の0.75以上の事業を第2種事業として設定。

1. スクリーニングについて

（3）国のスクリーニングの概要

国では、第2種事業については**事業特性**や**地域特性**に応じ、環境影響評価を行うかどうかを個別に判定する**「スクリーニング」を導入**している。

＜国の環境影響評価の対象となる事業＞

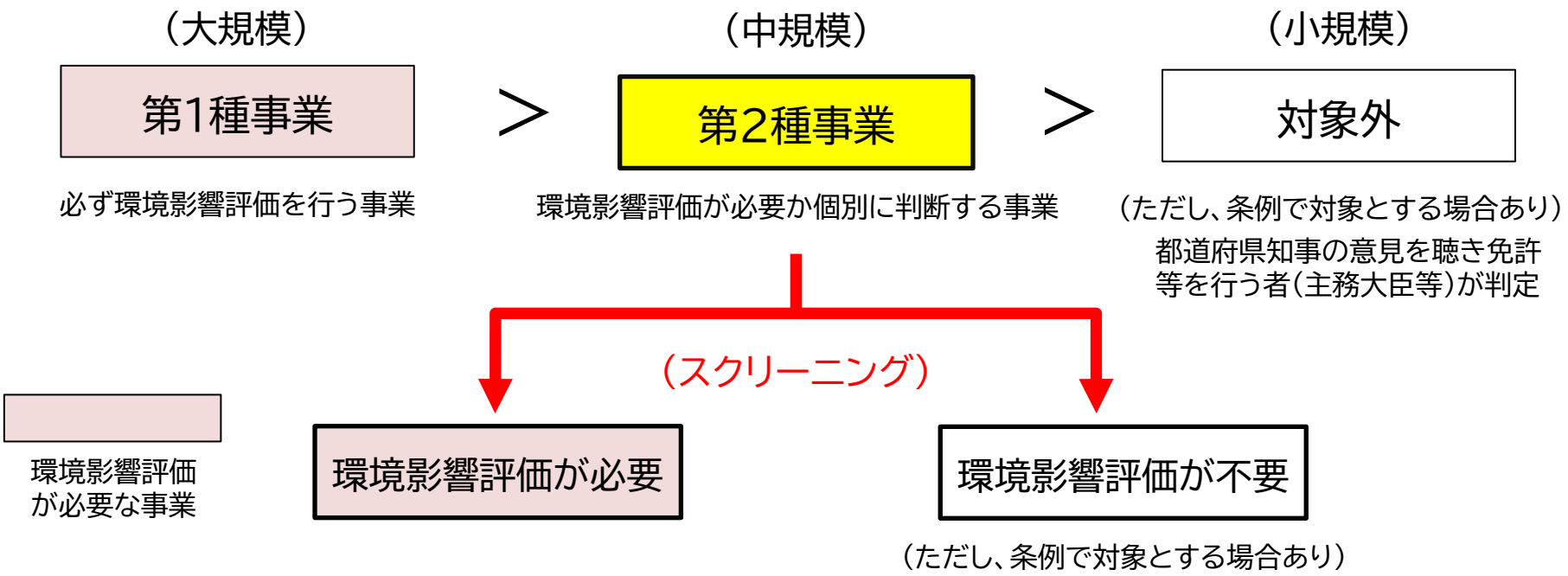

1. スクリーニングについて

（4）国の判定基準

環境影響評価法に基づく基本的事項
（平成9年12月環境庁告示第87号）

① 個別の事業の内容に基づく判定基準

事業特性

ア　同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合（大気汚染物質が多く発生する燃料を使う火力発電所など）

イ　他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われることにより、総体としての環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある場合（他の道路と一体的に建設され、全体で大きな環境影響が予想される道路）

② 環境の状況その他の事情に基づく判定基準

地域特性

ア　環境影響を受けやすい地域又は対象等が存在する場合（閉鎖性の高い水域、学校・病院・住居が集合している地域、水道原水の取水地点、重要生物の生息の場など）

イ　環境の保全の観点から法令等により指定された地域又は対象が存在する場合（国立公園、自然公園、鳥獣保護区、指定された名称又は天然記念物）

ウ　既に環境が著しく悪化し、又はそのおそれが高い地域が存在する場合（大気汚染物質が環境基準を超えている地域を通る道路）

1. スクリーニングについて

（5）国の一般的な判定の流れ

都道府県知事の意見を聴き免許等を行う者（主務大臣等）が判定

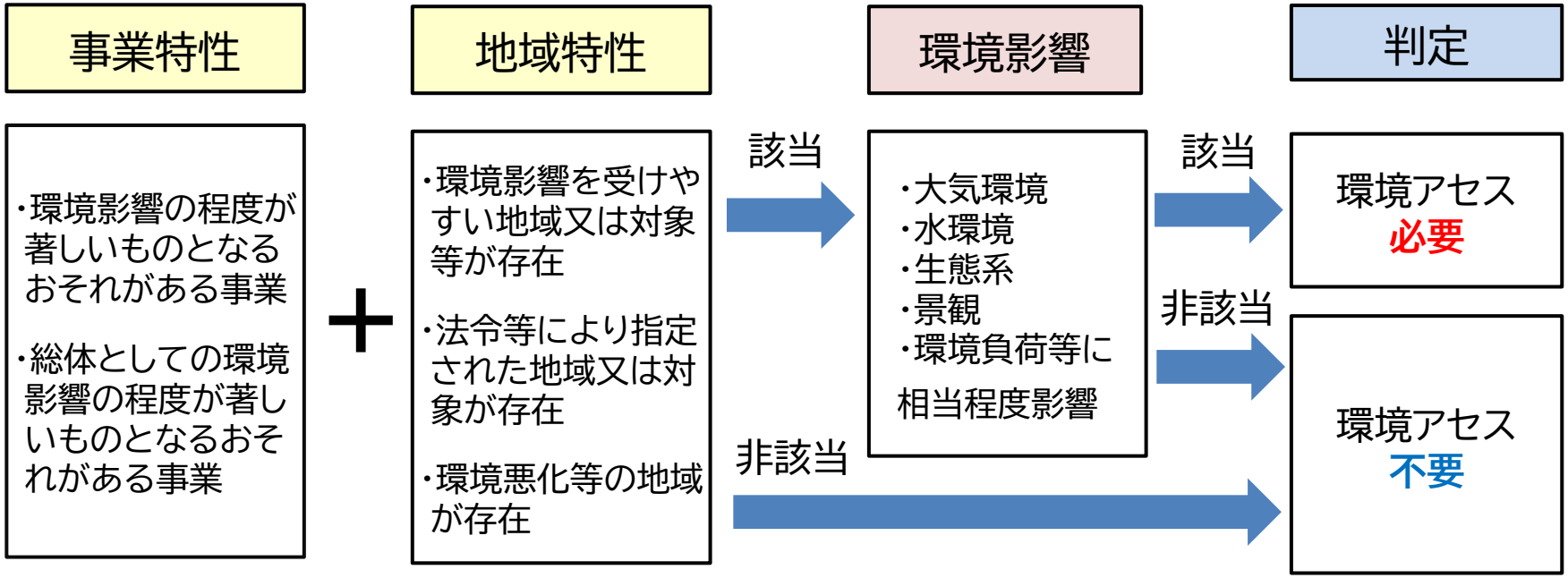

＜第2種事業で環境影響評価を行う必要がある事業の例＞

- 事業の内容による基準（大気汚染物質が多く発生する燃料を使う火力発電所など）
- 地域の状況による基準（大気汚染物質が環境基準を超えている地域を通る道路など）

2. 自治体のスクリーニングの概要

（1）都道府県のスクリーニングの導入状況（15/47自治体）

	自治体名	条例名		自治体名	条例名
1	北海道	北海道環境影響評価条例	9	長野県	長野県環境影響評価条例
2	青森県	青森県環境影響評価条例	10	静岡県	静岡県環境影響評価条例
3	岩手県	岩手県環境影響評価条例	11	京都府	京都府環境影響評価条例
4	福島県	福島県環境影響評価条例	12	山口県	山口県環境影響評価条例
5	千葉県	千葉県環境影響評価条例	13	徳島県	徳島県環境影響評価条例
6	石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例	14	高知県	高知県環境影響評価条例
7	福井県	福井県環境影響評価条例	15	長崎県	長崎県環境影響評価条例
8	山梨県	山梨県環境影響評価条例			

（2）政令指定都市のスクリーニングの導入状況（4/19自治体）

	自治体名	条例名		自治体名	条例名
1	札幌市	札幌市環境影響評価条例	3	浜松市	浜松市環境影響評価条例
2	横浜市※	横浜市環境影響評価条例	4	神戸市※	神戸市環境影響評価等に関する条例

※ 横浜市・神戸市は、県がスクリーニングを導入していないが、独自でスクリーニングを導入している。

（HP）環境省 環境影響評価情報支援ネットワークから各自治体のスクリーニングの導入状況を調査し、整理したもの。

2. 自治体のスクリーニングの概要

（3）各自治体のスクリーニング制度の概要

	自治体名	スクリーニング対象事業	判定基準（根拠）	導入時期	環境影響評価省略手法	環境影響評価省略事例
1	長崎県	全ての事業	国と同様（規則）	平成26年3月（条例改正時）	全部省略	3件
2	札幌市	特定地域※1の第2種事業	国と同様（告示）	平成11年12月（条例制定時）	全部省略	0件
3	横浜市	第2分類事業	国と同様（規則）	平成11年6月（条例制定時）	全部省略	12件
4	神戸市	第2類事業	国と同様（規則）	平成9年10月（条例制定時）	一部省略※2	5件
5	浜松市	第2種事業	国と同様（指針）	平成28年3月（条例制定時）	全部省略	0件

※1：事前配慮及び環境影響評価の手続を行うに当たり、特に環境の保全に配慮する必要がある地域として、市長が指定した地域。札幌市では、「特定地域」に該当する場合は、第1種事業の規模要件を満たさない場合でも一定規模以上であるもの（第2種事業）については、環境影響評価手続の要否を個別に判定。

※2：環境影響評価手続のうち、実施計画書手続（方法書手続）、評価書案手続（準備書手続）、評価書手続の省略（事後調査手続は必要）。

2. 自治体のスクリーニングの概要

（4）長崎県のスクリーニング制度の特徴

全ての事業を対象にスクリーニング

○ スクリーニングの流れと対象事業

① 事業者が配慮書（事業計画）を作成
② 知事は、配慮書について専門家意見や判定基準等によりアセス手続の必要・不要を判断
③ アセス不要となった場合は、事業者は事業実施可
④ アセス必要となった場合は、方法書以降の手続
※ 事業者は、判定手続を経ずに方法書以降の手続を行うことができる

（長崎県のスクリーニング導入の背景）
・長期手続による迅速な企業誘致への支障
・規模要件未満での開発の誘発（アセス逃れ）

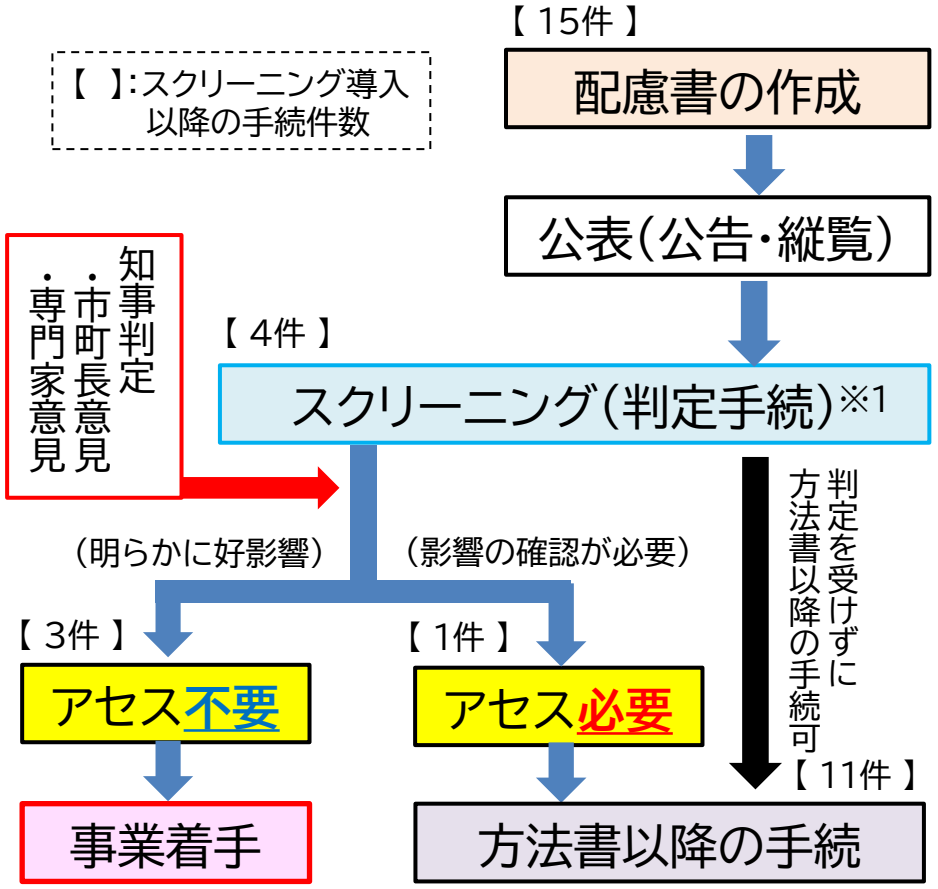

※1：国や他の自治体のように、第2種事業（第1種事業に準じた一定規模以上の事業）だけを対象にするのではなく、全事業を対象にスクリーニング（判定手続）を採用している。

2. 自治体のスクリーニングの概要

（5）札幌市のスクリーニング制度の特徴

特定地域の事業を
対象にスクリーニング

○ スクリーニングの対象事業

実施場所 ＼ 規模	第1種事業	第2種事業
特定地域	対象	個別に判定
特定地域以外	対象	

＜特定地域＞

札幌市南西部の山岳地帯は、札幌市の中でも特に豊かな自然環境を有する。

山岳地帯の豊かな自然環境を保全するために、地域の特性に合わせた柔軟な環境影響評価が必要。

山岳地帯を「特定地域」として設定し、第1種事業の規模要件に満たない場合でも、一定規模以上の場合等は、環境影響評価手続の要否を個別に判定。

2. 自治体のスクリーニングの概要

＜札幌市の環境影響評価の対象事業一覧（抜粋）＞

事業の種類		規模要件	
		第一種事業	第二種事業
1 道路	国道・道道・市道その他の道路	4車線以上かつ長さ5km以上	2車線以上かつ長さ3km以上
	林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上	幅員 6.5m以上かつ長さ4km以上
2 河川	ダム	貯水面積50ha以上	貯水面積20ha以上
	堰(せき)	湛(たん)水面積50ha以上	湛(たん)水面積20ha以上
	放水路	改変面積50ha以上	改変面積20ha以上
3 鉄道等	普通鉄道、軌道	長さ5km以上	長さ2km以上
4 飛行場	飛行場の設置 滑走路の新設	滑走路の長さが1,250m以上	すべて
	滑走路の延長	250m以上(延長後の滑走路の長さが1,250m以上となるものに限る)	
5 発電所	水力発電所	出力15,000kW以上	出力6,000kW以上
	火力発電所	出力75,000kW以上	出力30,000kW以上
	地熱発電所	出力5,000kW以上	出力2,000kW以上
	風力発電所	出力1,500kW以上	――――――
	太陽電池(太陽光)発電所	施行区域面積50ha以上又は出力20,000kW以上	施行区域面積20ha以上

2. 自治体のスクリーニングの概要

（6）横浜市のスクリーニング制度の特徴

スクリーニングによる省略事例が多数

○ スクリーニングによる省略事例

	判定事例	事業の種類	判定日
1	横浜事業所建設プロジェクト	工場及び事業場の建設	H15.7
2	（仮称）二俣川駅南口地区第一種市街地再開発事業	高層建築物の建設	H18.8
3	（仮称）みなとみらい21中央地区37街区II期棟計画	高層建築物の建設	H26.1
4	アイテック株式会社（仮称）アイテックエコパーク横浜新設事業	高層建築物の建設	H28.3
5	（仮称）中山駅南口地区第一種市街地再開発事業	高層建築物の建設	H30.3
6	（仮称）横濱ゲートタワープロジェクト	高層建築物の建設	H30.12
7	（仮称）みなとみらい21中央地区37街区開発計画	高層建築物の建設	H31.3
8	みなとみらい21中央地区53街区開発事業	高層建築物の建設	R2.11
9	（仮称）ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業	自然科学研究所の建設	R3.10
10	（仮称）横浜市中区海岸通計画	高層建築物の建設	R3.12
11	アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業	廃棄物処理施設の建設	R4.1
12	みなとみらい21中央地区52街区開発事業計画	高層建築物の建設	R4.9

※「高層建築物の建設」を対象に、特定の区域に該当する場合は、規模要件が緩和されており、スクリーニングによる判定手続との相乗効果により環境影響評価手続の省略事例が多数（特定の区域の開発を促進）。

2. 自治体のスクリーニングの概要

＜横浜市の環境影響評価の対象事業一覧（抜粋）＞

事業の種類	対象事業の規模	
	第１分類事業（※１）	第２分類事業（※２）
電気工作物の建設		
事業用電気工作物（火力）（新設、増設）	出力２万kW以上	出力1.5万kW以上２万kW未満
事業用電気工作物（風力）（新設、増設）	出力5,000kW以上	出力3,800kW以上5,000kW未満
変電所（新設、増設）	敷地面積３ha以上	2.5ha以上３ha未満
自然科学研究所の建設（新設、増設）	敷地面積３ha以上かつ洗浄施設又は焼入施設を設置	2.5ha以上３ha未満かつ洗浄施設又は焼入施設を設置
廃棄物処理施設の建設		
焼却施設（新設、増設）	１日の処理能力100ｔ以上	75ｔ以上100ｔ未満
最終処分場（新設、増設）	埋立面積２ha以上	1.5ha以上２ha未満
その他の廃棄物中間処理施設（自己処理を除く）（新設、増設）	敷地面積9,000㎡以上	7,000㎡以上9,000㎡未満
下水道終末処理場の建設（新設、増設）	敷地面積３ha以上	2.5ha以上３ha未満
飛行場の建設	全事業	－
公有水面の埋立	埋立面積15ha以上	12ha以上15ha未満
高層建築物の建設	高さ100m以上かつ延べ面積５万㎡以上	75m以上100m未満かつ５万㎡以上
特定の区域（※４）	高さ180m以上かつ延べ面積15万㎡以上	100m以上かつ５万㎡以上（第１分類事業を除く。）

※４　特定の区域：都市基盤が整備され、環境に配慮しつつ土地の高度利用を図るとして市長が告示する区域
（・横浜国際港都建設計画みなとみらい21中央地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
・西区高島二丁目12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番及び19番）

2. 自治体のスクリーニングの概要

（7）神戸市のスクリーニング制度の特徴

スクリーニングにより
一部手続のみ省略

○ 環境影響評価の省略手法

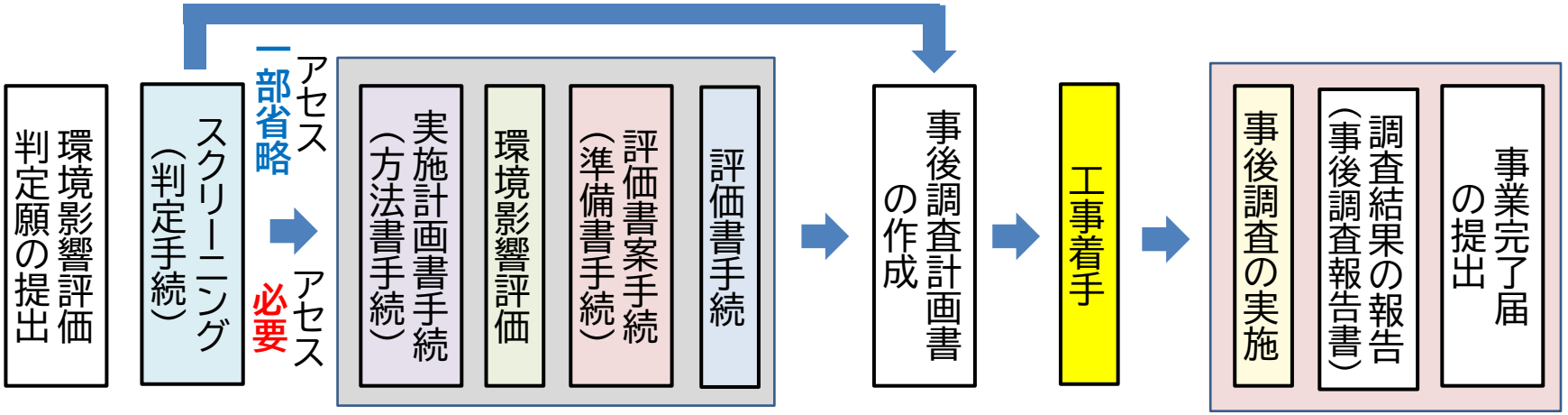

（ 事後調査計画書以降の手続は必要 ）

○ 環境影響評価の省略事例

	判定事例	事業の種類	判定年月
1	神戸サイト コ･ジェネレーションシステム設置計画	工場又は事業場の建設	H28.3
2	（仮称）神戸市垂水区名谷地区土地区画整理事業	宅地の造成	H28.7
3	（仮称）神戸道場町太陽光発電所建設事業	太陽光発電所の建設	H30.5
4	（仮称）神戸市北区東岡場地区プロジェクト	宅地の造成	R2.2
5	（仮称）白川地区土地造成事業	陸域の土砂埋立てまたは盛土	R2.5

3. 今後の方針

○ スクリーニングの対象事業と手続フローの検討

① スクリーニングの対象事業の検討

- スクリーニングを行うのは、(i) 全ての事業を対象にするのか、(ii) 第1種事業に準じる事業(第2種事業)を対象にするのか、(iii) 特定の地域の事業を対象にするのか検討が必要となる。

② スクリーニングの手続フローの検討

- 自治体によって、方法書以降の全ての手続を省略する場合と方法書から評価書までの手続を省略するものの事後調査や報告書手続を課す場合がある。
- 今後、スクリーニングの対象事業の検討と併せ、手続フローの検討が必要となる。

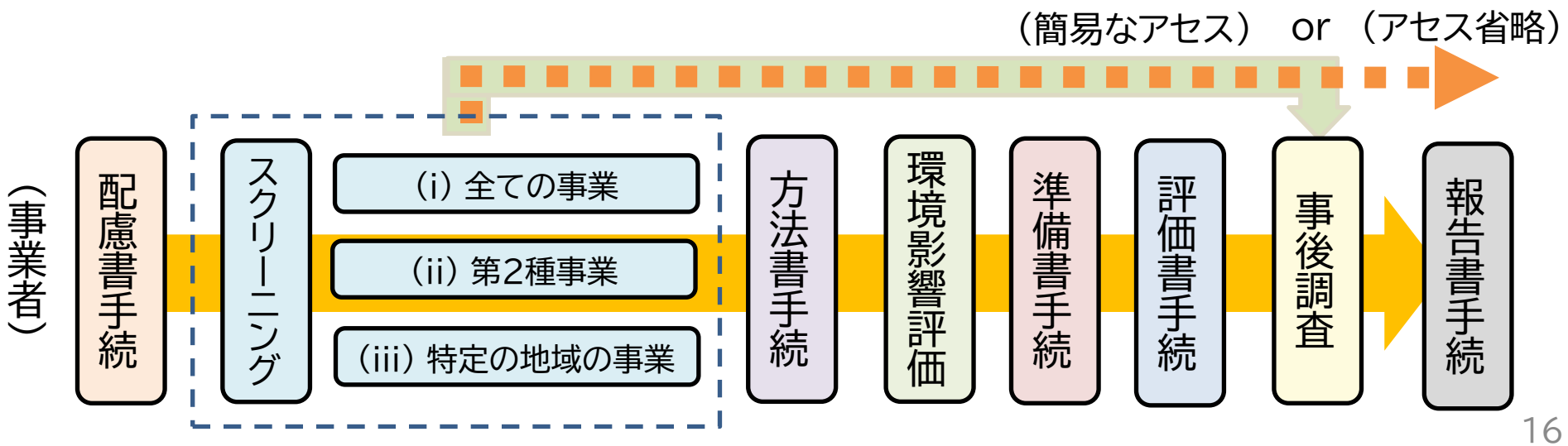

資料2

地域区分(ゾーニング)について

令和5年7月21日(金)

熊本市環境政策課

本日の審議事項

（仮称）熊本市環境影響評価条例の基本的事項

令和5年度

① 環境影響評価の手続方法

② 環境影響評価の地域区分（ゾーニング）

→ 本日の審議事項

③ 環境影響評価の対象事業・規模要件

条例で規定（条例の基本的事項）

令和6年度

④ 環境影響評価の調査、予測及び評価の方法の検討

→ 専門家会議で審議

技術指針で規定

目次

１　地域区分(ゾーニング)の目的と役割

２　熊本県の地域区分(ゾーニング)

３　各自治体の地域区分(ゾーニング)

1. 地域区分(ゾーニング)の目的と役割

(1) 地域区分(ゾーニング)とは

自治体の地域特性を踏まえて、地域を区分(ゾーニング)し、事前に環境配慮が必要な地域などを設定すること。

(2) 地域区分(ゾーニング)の目的と役割

事前に地域区分(ゾーニング)を設定し、環境配慮が必要となる地域に対して、環境影響評価を義務付ける規模要件を強化すること等により、事業計画前から事業の実施場所などの配慮を促し、環境影響のリスクを低減することができる。

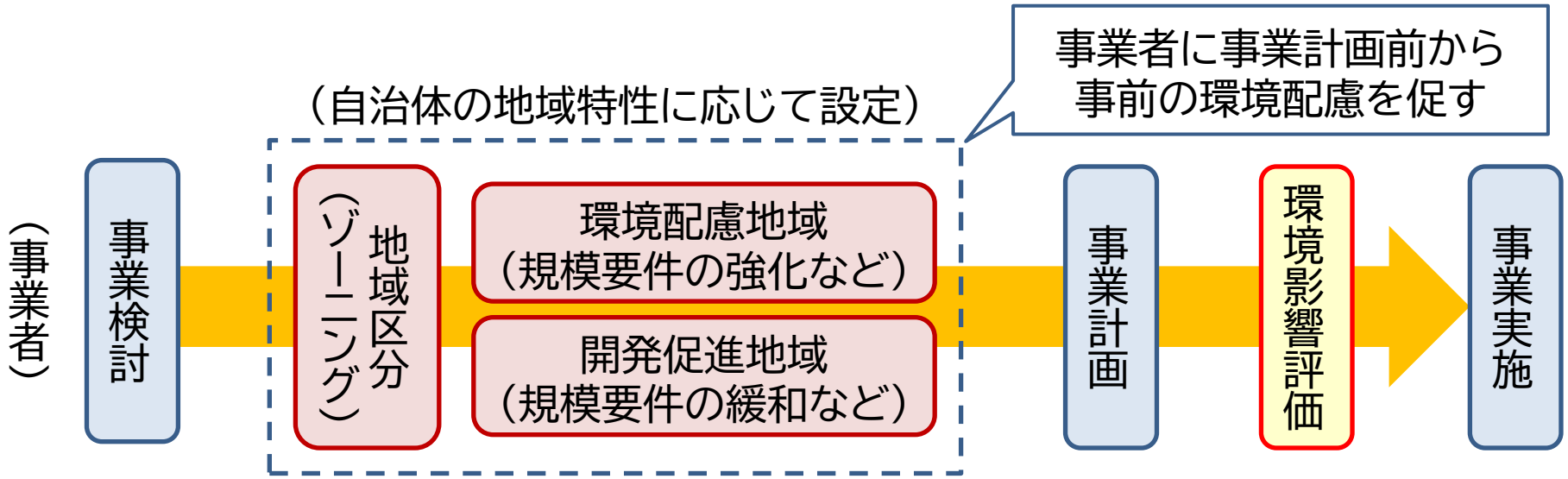

1. 地域区分(ゾーニング)の目的と役割

(3) 自治体の地域区分(ゾーニング)の例

地域区分(ゾーニング)は、自治体によって対象事業ごとに設定する場合と地域全体を複数に分けて設定する場合がある。

例1:熊本県の地域区分(ゾーニング)

一般国道ほか	4車線以上・長さ5km以上(**森林地域**:2車線以上・長さ10km以上)
公有水面の埋立・干拓	面積25ha以上(**干潟等地域**:面積5ha以上)
土地区画整理事業ほか	面積50ha以上(**地下水保全地域**:面積25ha以上)

例2:岡山市の地域区分(ゾーニング)

A地域	市街化区域(C地域を除く)
B地域	市街化区域以外の区域(C地域を除く)
C地域	国立公園、国定公園, 県立自然公園, 原生自然環境保全地域, 自然環境保全地域, 環境緑地保護地域, 郷土自然保護地域, 郷土記念物, 生息地等保護区, 鳥獣保護区, 貴重野生生物保護区の区域

A地域＜B地域＜C地域の順に厳しい規模要件等を設定。

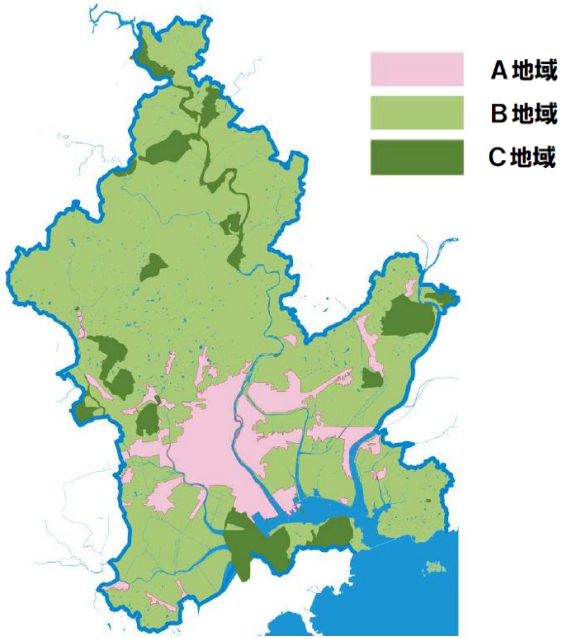

出典:岡山市の環境影響評価制度(パンフレット)

2. 熊本県の地域区分(ゾーニング)

(1) 熊本県の地域区分(ゾーニング)

熊本県では、特定の事業に限定して
地域区分(ゾーニング)を設定。

① 森林地域

国土利用計画法に規定する森林地域(農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域を除く。)
(道路事業が対象)

② 干潟等地域

自然環境保全法に規定する基礎調査により確認された干潟若しくは藻場又は国土利用計画法に規定する自然公園地域
(公有水面の埋立・干拓事業が対象)

③ 地下水保全地域

熊本県地下水保全条例に規定する指定地域
(面整備事業※や工場・事業場が対象)

※ 土地区画整理事業等の面的な整備を行う事業

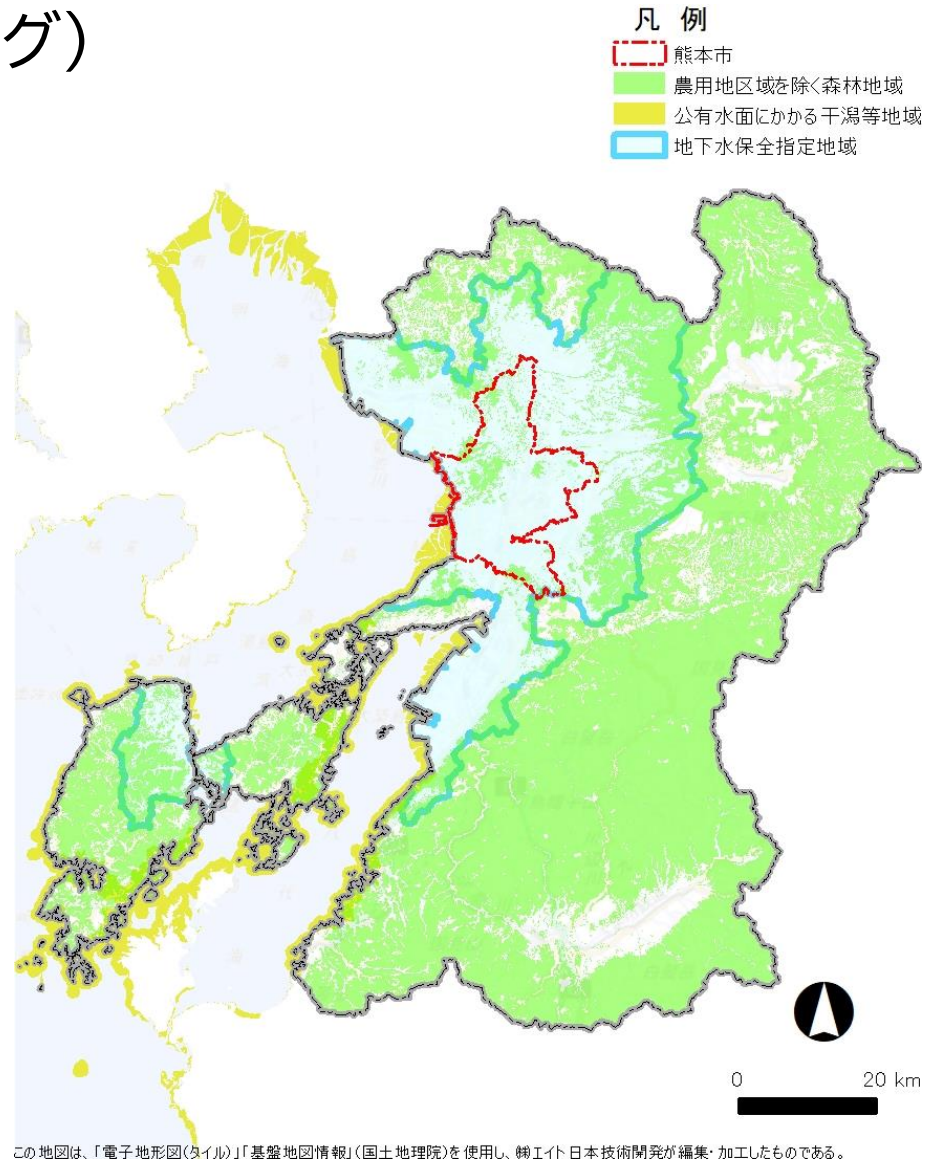

<熊本県のゾーニング図>

2. 熊本県の地域区分(ゾーニング)

① 森林地域

熊本市域 ： 金峰山・立田山・雁回山ほか

林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域

【森林地域を設定した理由】※ 対象事業:一般国道等(国道、県道、市町村道、農道、林道)

環境影響評価法の改正により、森林地域を通過する蓋然性が高い「大規模林道」が新たな対象事業となったことに伴い、熊本県の自然度の高い森林地域を保全するため、森林地域を通過する道路はその種類に関わらず、一定規模以上の事業は全て対象事業としたもの。

森林地域を通過する道路の特性上、山岳地帯を曲がりくねって通過することにより、環境影響を及ぼす地域に比較して距離が長くなるため、一般の道路よりも長く設定している。
(国の大規模林道と同様の考え方)

事業の種類	事業の規模要件等
一般国道等 (国道、県道、市町村道、農道、林道)	4車線以上かつ長さ5㎞以上 ※ 森林地域を含む場合は2車線以上かつ長さ10㎞以上 (森林地域の特性に応じて規模要件を設定)

2. 熊本県の地域区分(ゾーニング)

② 干潟等地域

熊本市域：有明海沿岸

海洋の生物多様性の保全と持続可能な利用の推進に資することを目的に「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として指定された地域

【干潟等地域を設定した理由】※ 対象事業:公有水面の埋立・干拓

熊本県の沿岸域には、全国の干潟の約23%の干潟が分布(日本一)しており、水質の浄化機能や漁業生産の場として、干潟は熊本県の重要な資源となっている。

この他にも、魚介類の重要な生息場所となっている藻場が広く分布しているとともに、天草上島・下島及び芦北沿岸域は、国立公園や県立公園に指定されているなど、環境保全上配慮すべき重要な地域となっている。

このような地域を保全するため、干潟等地域を含む場合に規模要件を強化している。

事業の種類	事業の規模要件等
公有水面の埋立・干拓	面積25ha以上
	※干潟等地域を含む場合は5ha以上 (公有水面の埋立・干拓面積の1/5に縮小して設定)

2. 熊本県の地域区分(ゾーニング)

③ 地下水保全地域

熊本市全域

地下水の採取に伴う障害が生じ、及び生ずるおそれのある地域並びにこれらの地域と地下水理において密接な関連を有すると認められる地域として指定された地域

【地下水保全地域を設定した理由】 ※ 対象事業:土地区画整理事業、工業団地造成事業

熊本県の地下水は、将来にわたり質・量の両面から保全しなければならない最も重要な環境要素である。地下水の量的な影響には、土地利用の変化(雨水の流出率の変化)が大きな要因として考えられるため、面的整備事業においては、雨水の流出率への影響を予測し、雨水浸透に配慮するなどして、できる限りその影響を最小化する必要がある。

そのため、土地区画整理事業などの面的開発については、涵養量の保全、地下水位の長期的低下傾向の緩和等への適正な配慮を確保するため、規模要件を設けた。

事業の種類	事業の規模要件等
土地区画整理事業 工業団地造成事業　等	面積50ha以上 ※地下水保全地域においては面積25ha以上

2. 熊本県の地域区分(ゾーニング)

(2) 熊本県のゾーニングと対象事業の規模要件

番号	事業の種類	事業の規模要件等
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	4車線以上かつ長さ5km以上 (森林地域(注1)においては2車線以上かつ長さ10km以上)
	大規模林道	幅員6.5m以上かつ長さ10km以上
2	ダム	貯水面積50ha以上
	堰	湛水面積50ha以上又は改築後の面積50ha以上かつ増加面積25ha以上
	放水路	土地改変面積50ha以上
3	鉄道	長さ5km以上
	軌道	長さ5km以上
4	飛行場	滑走路の長さ1,250m以上又は延長後の長さ1,250m以上かつ延長部分250m以上
5	水力発電所	出力15,000kW以上
	火力発電所	出力75,000kW以上
	地熱発電所	出力5,000kW以上
	風力発電所(注2)	出力5,000kW以上(一定の条件に該当する事業は除く(注3))
6	廃棄物最終処分場	新設すべて
	廃棄物焼却施設	処理能力4t/時又は100t/日以上
	し尿処理施設	処理能力100kℓ/日以上
7	公有水面の埋立・干拓	面積25ha以上(干潟等地域(注4)を含む場合は面積5ha以上)

＊　太陽電池発電所　　：　敷地の面積が20ヘクタール以上

(令和2年3月に熊本県環境影響評価条例が改正され、同年10月から対象事業に追加)

2. 熊本県の地域区分(ゾーニング)

(2) 熊本県のゾーニングと対象事業の規模要件

番号	事業の種類	事業の規模要件等
8	土地区画整理事業	面積50ha以上(地下水保全地域(注5)においては面積(人口集中地区の面積を除く)25ha以上)
9	新住宅市街地開発事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
10	工業団地の造成事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
11	新都市基盤整備事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
12	流通業務団地の造成事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
13	住宅団地の造成事業	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
14	農用地の造成事業	面積100ha以上(農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る)
15	スポーツ又はレクリエーション施設	面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)
	ゴルフ場	面積20ha以上又は変更後の面積20ha以上かつ増加面積5ha以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口10万人以上
17	工場、事業場	燃料使用量8kℓ／時又は平均排出水量1万m^3／日以上(地下水保全地域においては平均排出水量0.5万m^3／日以上)
18	豚房施設	施設面積7,500m^2以上又は増設後の総面積9,000m^2以上
19	岩石、土、砂利の採取	面積30ha以上又は変更後の面積50ha以上
20	その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積50ha以上(地下水保全地域においては面積25ha以上)

注1,4,5:前述の説明のとおり。 注2:風力発電所の対象事業への追加は、平成30年4月から施行する。
注3:周囲1kmの範囲内に学校等の静穏を必要とする建築物や史跡等が存在しないことなど。

3. 各自治体の地域区分(ゾーニング)

(1) 自治体の地域区分(ゾーニング)の設定状況

地域区分(ゾーニング)を取り入れている自治体は、都道府県では35自治体、政令指定都市では17自治体(大阪市、北九州市以外)である。

自治体	地域区分(ゾーニング)	自治体	地域区分(ゾーニング)	自治体	地域区分(ゾーニング)	自治体	地域区分(ゾーニング)	自治体	地域区分(ゾーニング)
北海道	○	埼玉県	○	岐阜県	○	鳥取県	○	佐賀県	○
青森県	○	千葉県	○	静岡県	○	島根県	×	長崎県	×
岩手県	○	東京都	○	愛知県	×	岡山県	○	熊本県	○
宮城県	○	神奈川県	○	三重県	○	広島県	○	大分県	○
秋田県	○	新潟県	○	滋賀県	○	山口県	×	宮崎県	×
山形県	○	富山県	○	京都府	○	香川県	○	鹿児島県	○
福島県	×	石川県	○	大阪府	×	徳島県	×	沖縄県	○
茨城県	×	福井県	×	兵庫県	○	愛媛県	○		
栃木県	○	山梨県	○	奈良県	○	高知県	○		
群馬県	○	長野県	○	和歌山県	×	福岡県	×		
札幌市	○	横浜市	○	静岡市	○	大阪市	×	広島市	○
仙台市	○	川崎市	○	浜松市	○	堺市	○	北九州市	×
さいたま市	○	相模原市	○	名古屋市	○	神戸市	○	福岡市	○
千葉市	○	新潟市	○	京都市	○	岡山市	○		

出典:環境影響評価情報支援ネットワーク　地方公共団体の環境アセスメント対象事業一覧等より整理

3. 各自治体の地域区分(ゾーニング)

(2) 政令指定都市の地域区分(ゾーニング)の概要

地域区分(ゾーニング)の対象は、自然環境や生物多様性、都市部の市街化区域、史跡・名勝などで、特に法令や条例で指定される地域を設定し、規模要件を強化している場合が多い。一方で、さいたま市や横浜市のように、再開発地域を設定し、規模要件を緩和している場合がある。

分野	地域・対象	自治体
自然環境	地域の自然環境(山岳地帯)	札幌市
	法令・条例に基づく自然環境(国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、緑地環境保全地域、鳥獣保護区特別保護地区、保安林、近郊緑地保全区域　等)	仙台市、さいたま市、千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、京都市、岡山市、福岡市
生物多様性	生物多様性保全	神戸市
市街化区域	都市計画法、都市計画区域	仙台市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、岡山市、広島市、福岡市
史跡・名勝	法令に基づく史跡・名勝(伝統的建造物群保存地区、天然記念物の指定地域又は文化財環境保全地区)	京都市、福岡市
景観・風致	条例に基づく景観・風致地区(景観地区、風致地区)	仙台市、さいたま市、京都市、福岡市
歴史的風土	特措法に基づく歴史的風土保存区域(歴史的風土保存区域又は歴史的風土特別保存地区)	京都市
再開発地域	都市基盤整備地区	さいたま市、横浜市、名古屋市、堺市

3. 各自治体の地域区分(ゾーニング)

ア　札幌市の地域区分(ゾーニング)

特定地域（自然環境）

①　地域区分(ゾーニング)の対象

- 特に環境の保全に配慮する必要がある地域を「特定地域」として設定
- 豊かな自然環境が存在する山岳地帯（右下の図で示した地域）

②　地域区分(ゾーニング)の制度上の特徴

- 第1種事業の規模要件を満たさない事業でも、特定地域に該当する一定規模以上の事業(第2種事業)については、環境影響評価の手続が必要かどうかを個別に判定

実施場所 ＼ 規模	第1種事業	第2種事業
特定地域	対象	個別に判定
特定地域以外	対象	

＜特定地域＞

3. 各自治体の地域区分(ゾーニング)

イ　千葉市の地域区分(ゾーニング)

特定区域(自然環境)ほか

① 地域区分(ゾーニング)の対象

- 首都圏近郊緑地保全法で定める近郊緑地保全区域を「特定区域」として設定

※　上記のほか、都市計画法で定める市街化(調整)区域、千葉県立自然公園条例で定める自然公園、森林法の地域森林計画の対象となっている民有林など

- 首都圏の良好な自然環境を有する緑地を保全することを目的に「近郊緑地保全区域」を1箇所指定
  (約734ha)

② 地域区分(ゾーニング)の制度上の特徴

- 対象事業によっては、地域区分(ゾーニング)した地域に該当する場合は規模要件を強化

事業の種類	規模要件	
廃棄物最終処分場	4ha以上 (特定区域を含む場合は2ha)	
土地区画整備事業 新住宅市街地開発事業 工業団地造成事業 宅地開発事業　など	50ha 以上 (市街化区域内) 20ha 以上 (市街化調整区域を含む場合) 10ha 以上 (特定区域を含む場合)	
廃棄物焼却等施設	100t/日以上	
砂利等採取事業	30ha以上	以下の場合は10ha 以上 ・特定区域を含む場合 ・自然公園 ・地域森林計画対象民有林
土砂等の埋立等の事業	40ha以上	

3. 各自治体の地域区分(ゾーニング)

ウ　浜松市の地域区分(ゾーニング)

特定地域（自然環境）

① 地域区分(ゾーニング)の対象

- 次の地域に該当する場合を「特定地域」として設定

※ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で定める特別保護地区、自然公園法で定める特別地域 、都市緑地法で定める特別緑地保全地区、静岡県立自然公園条例で定める特別地域、静岡県自然環境保全条例で定める特別地区

② 地域区分(ゾーニング)の制度上の特徴

- 対象事業の種類に関わらず、特定地域に該当し、土地の形状を変更する面積が5ha以上の場合には、第2種事業として環境影響評価の手続が必要かどうかを個別に判定

事業の種類	第1種事業	第2種事業	
			特定地域
道路の建設(林道)	幅員6.5m以上かつ 長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ 長さ20km以上	5ha以上
太陽光発電所	敷地面積50ha以上又は 森林伐採面積20ha以上	敷地面積20ha以上	敷地面積 5ha以上
最終処分場	埋立面積30ha以上	埋立面積15ha以上	5ha以上
土地区画整理事業　など	面積100ha以上	面積50ha以上	5ha以上

3. 各自治体の地域区分(ゾーニング)

エ　神戸市の地域区分(ゾーニング)

特別区域(生物多様性)

① 地域区分(ゾーニング)の対象

- 生物多様性保全に特段の配慮を行うべき区域を「特別区域」として設定

事業の分類	特別区域(生物多様性保全に特段の配慮を行うべき区域)
・面的開発事業 ・施設系事業	緑地の保全,育成及び市民利用に関する条例で定める緑地の保全区域,緑地の育成区域
・交通系事業	緑地の保全,育成及び市民利用に関する条例で定める緑地の保存区域
・海域系事業	須磨港西防波堤及びその延長線以西の港湾法で定める神戸港港湾区域内外

② 地域区分(ゾーニング)の制度上の特徴

- 対象事業を4つの事業に分類し、事業の特徴に応じて、特別区域に該当する場合に規模要件を強化

事業の分類	事業の種類	一般区域		特別区域	
		第1類事業	第2類事業	第1類事業	第2類事業
・面的開発事業	宅地の造成	20ha以上	5ha以上	5ha以上	2.5ha以上
・施設系事業	太陽光発電所	5ha以上	－	－	2.5ha以上
・交通系事業	一般道路	4車線・ 3km以上	－	4車線・ 3km以上	－
・海域系事業	公有水面の埋立	20ha以上	10ha以上	15ha以上	5ha以上

3. 各自治体の地域区分(ゾーニング)

オ　京都市の地域区分(ゾーニング)

特定地域（自然環境・文化財ほか）

① 地域区分(ゾーニング)の対象

- 以下の地域指定を受けた地域を「特定地域」、緑字を「特定山間地域」として指定

⑴ 鳥獣保護区
⑵ 史跡，名勝若しく は天然記念物の指定地域又は伝統的建造物群保存地区
⑶ 京都府指定史跡，京都府指定名勝若しく は京都府指定天然記念物の指定地域又は文化財環境保全地区
⑷ 京都市指定史跡，京都市指定名勝若しく は京都市指定天然記念物の指定地域又は文化財環境保全地区
⑸ 国立公園又は国定公園の区域
⑹ 京都府立自然公園の区域
⑺ 歴史的風土保存区域又は歴史的風土特別保存地区
⑻ 近郊緑地保全区域
⑼ 都市計画区域以外の区域，市街化調整区域又は風致地区
⑽ 建造物修景地区
⑾ 自然風景保全地区
⑿ 原生自然環境保全地域又は自然環境保全地域
⒀ 京都府自然環境保全地域又は京都府歴史的自然環境保全地域
⒁ 特別緑地保全地区
⒂ 景観地区

※ 緑字：特定山間地域

② 地域区分(ゾーニング)の制度上の特徴

- 対象事業によっては、特定(山間)地域に該当する場合は規模要件を強化

事業の種類	第1類事業		第2類事業	
		特定(山間)地域		特定(山間)地域
その他の道路	4車線以上かつ3km以上	幅員5m以上かつ10km以上	車線数の増加	幅員の拡張
土地区画整理事業	50ha以上	ー	25ha以上	―
農用地造成事業	20ha以上	10ha以上	ー	5ha以上

※　第2種事業の場合は、計画段階環境配慮手続(配慮書手続)のみ実施(環境影響評価手続不要)

3. 各自治体の地域区分(ゾーニング)

カ　横浜市の地域区分(ゾーニング)

特定の区域（再開発）

① 地域区分(ゾーニング)の対象

- 都市基盤が整備され、環境に配慮しつつ土地の高度利用を図ることを目的とした地域を「特定の区域」として設定

- 横浜国際港都建設計画みなとみらい21中央地区地区計画において地区整備計画が定められている区域(業務・商業施設、ホテル、都市型住宅や多様な文化施設、公共公益施設の導入を促進する地域) など

② 地域区分(ゾーニング)の制度上の特徴

- 「高層建築物の建設」のみを対象に、特定の区域に該当する場合は、規制を緩和し開発を促進

事業の種類		第1分類事業	第2分類事業
高層建築物の建設		高さ100m以上かつ 延べ面積5万㎡以上	高さ75m以上100m未満 かつ延べ面積5万㎡以上
	特定の区域	高さ180m以上かつ 延べ面積15万㎡以上	高さ100m以上かつ延べ面積5万㎡以上 （第1分類事業を除く。）

○ 静岡県・浜松市の対象事業の種類（　）・規模要件（　）、スクリーニングの対象事業（　）、地域区分（ゾーニング）（　）

資料３

＜静岡県の対象事業・規模要件、スクリーニングの対象事業、地域区分（ゾーニング）＞

対象事業		区分	第１種事業	第２種事業	特定地域
1	道路の建設	高速自動車国道	－	－	－
		高規格幹線道路	すべて	－	－
		一般国道等	車線数４以上かつ10km以上	車線数４以上かつ7.5km以上	5ha以上
		林道	幅員6.5m以上かつ20km以上	幅員6.5m以上かつ15km以上	5ha以上
2	ダム又は放水路の建設	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上	5ha以上
		放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上	5ha以上
		堰	－	－	－
		湖沼開発	－	－	－
3	鉄道の建設	新幹線鉄道	－	－	－
		鉄道、軌道	10km以上	7.5km以上	5ha以上
4	飛行場の建設		滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上	5ha以上
5	発電所の建設	火力発電所	15万kW以上	11.25万kW以上	5ha以上
		水力発電所	3万kW以上	2.25万kW以上	5ha以上
		地熱発電所	－	－	－
		原子力発電所	－	－	－
		風力発電所	7,500kW以上	1,000kW以上	5ha以上
		太陽光発電所	敷地面積50ha以上又は森林伐採面積20ha以上	敷地面積20ha以上	5ha以上
6	廃棄物処理施設の建設	ごみ焼却施設	処理能力１日200t以上	処理能力１日150t以上	5ha以上
		し尿処理施設	処理能力１日200kl以上	処理能力１日150kl以上	5ha以上
		最終処分場	30ha以上	15ha以上	5ha以上
		焼却施設	処理能力１日200t以上	処理能力１日150t以上	5ha以上
7	埋立又は干拓		50ha以上	25ha以上	5ha以上
8	土地区画整理事業		100ha以上	50ha以上	5ha以上
9	新住宅市街地開発事業		100ha以上	50ha以上	5ha以上
10	新都市基盤整備事業		100ha以上	50ha以上	5ha以上
11	流通業務団地造成事業		100ha以上	50ha以上	5ha以上
12	住宅団地の造成		50ha以上	－	5ha以上
13	工業団地の造成		50ha以上	－	5ha以上
14	農用地の造成		100ha以上	50ha以上	5ha以上
15	残土の処分		50ha以上	25ha以上	5ha以上
16	土石の採取		50ha以上	－	5ha以上
17	レクリエーション施設用地の造成		50ha以上	－	5ha以上
18	複合開発用地の造成		50ha以上	－	5ha以上
19	下水道終末処理場の建設		敷地面積10ha以上	敷地面積7.5ha以上	5ha以上
20	工場等の建設		排出ガス10万N㎥/h以上（バイオマスのみの場合:排出ガス20万N㎥/h以上）又は排出水量１万㎥/日以上	－	
21	高層建築物の建設		高さ100m以上かつ延べ面積５万㎡以上	－	－
22	ﾘｿﾞｰﾄﾏﾝｼｮﾝ又はﾘｿﾞｰﾄﾎﾃﾙの建設		延べ面積５万㎡以上	－	－
23	都市公園の建設		土地の形状の変更100ha以上	土地の形状の変更50ha以上	－
24	河川又は海岸の改変		－	－	5ha以上

＜浜松市の対象事業・規模要件、スクリーニングの対象事業、地域区分（ゾーニング）＞

対象事業		区分	第１種事業	第２種事業	特定地域
1	道路の建設	高速自動車国道	－	－	－
		高規格幹線道路	すべて	－	－
		一般国道等	車線数４以上かつ10km以上	車線数４以上かつ7.5km以上	5ha以上
		林道	幅員6.5m以上かつ20km以上	幅員6.5m以上かつ15km以上	5ha以上
2	ダム又は放水路の建設	ダム	貯水面積100ha以上	貯水面積75ha以上	5ha以上
		放水路	土地改変面積100ha以上	土地改変面積75ha以上	5ha以上
		堰	－	－	－
		湖沼開発	－	－	－
3	鉄道の建設	新幹線鉄道	－	－	－
		鉄道、軌道	10km以上	7.5km以上	5ha以上
4	飛行場の建設		滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m以上	5ha以上
5	発電所の建設	火力発電所	15万kW以上	11.25万kW以上	5ha以上
		水力発電所	3万kW以上	2.25万kW以上	5ha以上
		地熱発電所	－	－	－
		原子力発電所	－	－	－
		風力発電所	7,500kW以上	1,000kW以上	5ha以上
		太陽光発電所	敷地面積50ha以上又は森林伐採面積20ha以上	敷地面積20ha以上	5ha以上
6	廃棄物処理施設の建設	ごみ焼却施設	処理能力１日200t以上	処理能力１日150t以上	5ha以上
		ごみ焼却施設（焼却以外）	－	処理能力１日500t以上又は面積10ha以上	
		し尿処理施設	処理能力１日200kl以上	処理能力１日150kl以上	5ha以上
		最終処分場	30ha以上	15ha以上	5ha以上
		産業廃棄物焼却施設	処理能力１日200t以上	処理能力１日150t以上	5ha以上
		産業廃棄物中間処理施設（焼却以外）	－	（破砕）処理能力１日1,000t以上（破砕以外）処理能力１日500t以上又は面積10ha以上	5ha以上
7	埋立又は干拓		50ha以上	25ha以上	5ha以上
8	土地区画整理事業		100ha以上	50ha以上	5ha以上
9	新住宅市街地開発事業		100ha以上	50ha以上	5ha以上
10	新都市基盤整備事業		100ha以上	50ha以上	5ha以上
11	流通業務団地造成事業		100ha以上	50ha以上	5ha以上
12	住宅団地の造成		50ha以上	－	5ha以上
13	工業団地の造成		50ha以上		ha以上
14	農用地の造成		100ha以上		ha以上
15	残土の処分		50ha以上		ha以上
16	土石の採取		50ha以上		ha以上
17	レクリエーション施設用地の造成		50ha以上		ha以上
18	複合開発用地の造成		50ha以上		ha以上
19	下水道終末処理場の建設		敷地面積10ha以		ha以上
20	工場等の建設		（設置）排出ガス10万N㎥/h以上（バイオマスのみの場合:排出ガス20万N㎥/h以上）又は排出水量１万㎥/日以上	オマスのみの場合:排出ガス20万N㎥/h以上）	
21	高層建築物の建設		高さ100m以上かつ延べ面積５万㎡以上	－	－
22	ﾘｿﾞｰﾄﾏﾝｼｮﾝ又はﾘｿﾞｰﾄﾎﾃﾙの建設		延べ面積５万㎡以上	－	－
23	都市公園の建設		土地の形状の変更100ha以上	土地の形状の変更50ha以上	－
24	河川又は海岸の改変		－	－	5ha以上

① 県と市の対象事業は概ね同様
② 県と市の規模要件は同様
③ 県と市のスクリーニングの対象は同様
④ 県と市は地域区分（ゾーニング）した地域の規模要件を同様に強化

○ 北海道・札幌市の対象事業の種類（　）・規模要件（　）、スクリーニングの対象事業（　）、地域区分（ゾーニング）（　）

＜北海道の対象事業・規模要件、スクリーニングの対象事業、地域区分（ゾーニング）＞

事業の種類等		第１種事業	第２種事業
1. 道路	一般国道、道道、市町村道、その他の道路	4 車線以上 10km 以上	4 車線以上 5km 以上 10km 未満
	林道	幅員 6.5m 以上 20km 以上	6.5m 以上 10km 以上 20km 未満
2. 河川	ダム、堰	湛水面積 100ha 以上	50ha 以上 100ha 未満
	放水路、湖沼水位調節施設	改変面積 100ha 以上	50ha 以上 100ha 未満
3. 鉄道等	普通鉄道	長さ 10km 以上	5km 以上 10km 未満
	軌道	長さ 10km 以上	5km 以上 10km 未満
4. 飛行場		滑走路の長さ 2,500m 以上	1,250m 以上 2,500m 未満
5. 発電所	水力発電所	出力３万 kW 以上	１万５千 kW 以上３万 kW 未満
	火力発電所	出力 15 万 kW 以上	７万５千 kW 以上 15 万 kW 未満
	地熱発電所	出力１万 kW 以上	５千 kW 以上１万 kW 未満
	太陽電池発電所	出力４万 kw 以上	２万 kw 以上４万 kw 未満
	風力発電所	出力１万 kW 以上	５千 kW 以上１万 kW 未満
6. 廃棄物処理施設	最終処分場	埋立面積 30ha 以上	15ha 以上 30ha 未満
	その他の処理施設	敷地面積 30ha 以上	15ha 以上 30ha 未満
7. 公有水面の埋立、干拓		面積 50ha 超	25ha 超 50ha 以下
8. 土地区画整理事業		面積 100ha 以上	50ha 以上 100ha 未満
9. 新住宅市街地開発事業		面積 100ha 以上	50ha 以上 100ha 未満
10. 流通業務団地造成事業		面積 100ha 以上	50ha 以上 100ha 未満
11. 工業団地造成事業		面積 100ha 以上	50ha 以上 100ha 未満
12. 住宅団地造成事業		面積 100ha 以上	50ha 以上 100ha 未満
13. 農用地造成事業		面積 100ha 以上	50ha 以上 100ha 未満
14. レクリエーション施設		面積 100ha 以上	50ha 以上 100ha 未満
15. 複合事業		面積 100ha 以上	50ha 以上 100ha 未満
16. 建築物その他の工作物の新設又は増改築を目的として行われる一連の土地の形状変更（1 から 15 に掲げる事業の種類を除く。）		—	面積 50ha 以上

経過措置

上記のほか、経過措置として、当分の間、次の事業を第2種事業とみなします。

① 特別地域等における幅員 5.5m 以上・延長 5km 以上の一般国道、道道、町村道、その他の道路

② 住宅地等における 4 車線以上・延長 2km 以上の一般国道及び主要な道道

③ 特別地域等における湛水面積 30ha 以上のダム

④ 特別地域等における出力１万 kW 以上の水力発電所及び湛水面積 30ha 以上のダムの新設を伴う水力発電所

＜札幌市の対象事業・規模要件、スクリーニングの対象事業、地域区分（ゾーニング）＞

事業の種類等		第１種事業【市全域】	第２種事業【特定地域のみ設定】
1. 道路	国道、道道、市道、その他の道路	4 車線以上 5km 以上	2 車線以上 3km 以上
	林道	幅員 6.5m 以上 10km 以上	6.5m 以上 4km 以上
2. 河川	ダム	貯水面積 50ha 以上	20ha 以上
	堰（せき）	湛水面積 50ha 以上	20ha 以上
	放水路	改変面積 50ha 以上	20ha 以上
3. 鉄道等	普通鉄道、軌道	長さ 5km 以上	2km 以上
4. 飛行場	飛行場の設置 滑走路の新設	滑走路の長さが 1,250m 以上	すべて
	滑走路の延長	250m 以上（延長後の滑走路の長さが 1,250m 以上となるものに限る）	
5. 発電所	水力発電所	出力 1,5 万 kW 以上	6 千 kW 以上
	火力発電所	出力 7.5 万 kW 以上	3 万 kW 以上
	地熱発電所	出力 5 千 kW 以上	2 千 kW 以上
	風力発電所	出力 1.5 千 kW 以上	—
	太陽電池（太陽光）発電所	施行区域面積 50ha 以上又は 出力 2 万 kw 以上	20ha 以上
6. 廃棄物処理施設	最終処分場	埋立面積 15ha 以上	6ha 以上
	その他の処理施設	施行区域面積 15ha 以上又は 焼却処理能力 1 日 100 トン以上	6ha 以上又は 1 日 40 トン以上
7. 下水道処理施設		計画処理人口 10 万人以上又は 焼却処理能力 1 日 100 トン以上	4 万人以上又は 1 日 40 トン以上
8. 特定工場		排出ガス量 1 時間 4 万㎥以上又は 排出水量 1 日 5 千㎥以上	1 時間 1.6 万㎥以上又は 1 日 2 千㎥以上
9. 大規模建築物		延べ面積 10 万㎡以上かつ 建築物の高さ 100m 以上	4 万㎡以上かつ 40m 以上
10. 土地区画整理事業			
11. 新住宅市街地開発事業			
12. 流通業務団地造成事業			
13. 工業団地造成事業			
14. 住宅団地造成事業			
15. 農用地造成事業			
16. レクリエーション施設			
17. 土石採取事業		採取面積 20ha 以上	
18. 建築物その他の工作物の新設又は増改築を目的として行われる一連の土地の形状変更（1～17 を除く）の事業		施行区域面積 50ha 以上	20ha 以上
19. 複合開発事業（10～18 までに掲げる事業種を複合して行う事業）		施行区域面積 50ha 以上	20ha 以上

① 道と市の対象事業は一部異なる
② 道よりも市の規模要件が厳しい
③ 道は第 2 種事業等を対象にスクリーニング
　市は「特定地域」のみに第 2 種事業を設定
　市は「特定地域」の第 2 種事業を対象にスクリーニング

○ 神奈川県・横浜市の対象事業の種類(　)・規模要件(　)、スクリーニングの対象事業(　)、地域区分(ゾーニング)(　)

＜神奈川県の対象事業・規模要件、地域区分(ゾーニング)＞

事業の種類	規模等		
	甲地域	乙地域	その他地域
1 道路の建設			
高速自動車国道	全事業	全事業	全事業
自動車専用道路	延長2㎞以上	延長5㎞以上	4車線以上かつ延長5㎞以上
農業用道路、林道	幅員5m以上かつ延長2㎞以上	幅員5m以上かつ延長5㎞以上	◆農業用道路 4車線以上又は幅員 16m以上で、かつ延長5㎞以上 ◆林道 幅員5m以上かつ延長 10km 以上
その他の道路	幅員5m以上かつ延長2km 以上	幅員5m以上かつ延長5㎞以上	4車線以上又は幅員 16m以上で、かつ延長5km 以上
2 鉄道、軌道の建設	線路の延長1㎞以上	線路の延長1㎞以上	線路の延長1㎞以上
3 鋼索鉄道、索道の建設	全事業	全事業	全事業
4 操車場、検車場の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積 10ha以上
5 飛行場の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積1ha以上	敷地面積1ha以上
6 工場、事業場の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積 10ha以上
	排水量1万㎥／日以上	排水量1万㎥／日以上	排水量1万㎥／日以上
	燃 料 使 用 量 4kL／時以上	燃 料 使 用 量 4kL／時以上	燃 料 使 用 量 4kL／時以上
7 電気工作物の建設			
発電電気工作物			
水力発電所	出力 1,000kW 以上	出力 1,000kW 以上	出力2万 kW 以上
火力発電所	出力2万 kW 以上	出力2万 kW 以上	出力2万 kW 以上
地熱発電所	全事業	全事業	出力 7,000kW 以上
原子力発電所	全事業	全事業	全事業
風力発電所	出力 500kW 以上	出力 500kW 以上	出力 5,000kW 以上
太陽電池発電所	出力 400kW 以上	出力 1,200kW 以上	出力 8,000kW 以上
変電所	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積3ha以上
送電線	延長1㎞以上かつ電圧 17 万V以上の架空送電線	延長1㎞以上かつ電圧 17 万V以上の架空送電線	—
8 研究所の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積 10ha以上
9 高層建築物の建設	高 さ 100m以 上 かつ延べ面積 5万㎡以上	高 さ 100m以 上 かつ延べ面積 5万㎡以上	高 さ 100m以 上 かつ延べ面積 5万㎡以上
10 廃棄物処理施設の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積3ha以上
	焼却・溶融・焼成の処理能力 200t／日以上	焼却・溶融・焼成の処理能力 200t／日以上	焼却・溶融・焼成の処理能力 200t／日以上
11 下水道終末処理場の建設	敷地面積1ha以上	敷地面積3ha以上	敷地面積 10ha以上
12 都市公園の建設	敷地面積3ha以上	敷地面積 10ha以上	敷地面積 50ha以上
13 工業団地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 10ha以上
14 研究所団地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 10ha以上
15 流通団地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 10ha以上
16 ダムの建設	堤高 15m以上	堤高 15m以上	堤高 15m以上
17 取水堰の建設	堤長 200m以上	堤長 200m以上	堤長 200m以上
18 放水路の建設	土地形状の変更面積1ha以上	土地形状の変更面積3ha以上	土地形状の変更面積 20ha以上
19 土石の採取	採取場の面積1ha以上	採取場の面積3ha以上	採取場の面積 10ha以上
20 発生土処分場の建設	処分場の面積1ha以上	処分場の面積3ha以上	処分場の面積 20ha以上
21 墓地、墓園の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 20ha以上
22 住宅団地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 20ha以上
23 学校用地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 20ha以上
24 ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設用地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 20ha以上
25 浄水施設及び配水施設用地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 20ha以上
26 土地区画整理事業	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 40ha以上
27 公有水面の埋立て	埋立区域の面積1ha以上	埋立区域の面積3ha以上	埋立区域の面積 15ha以上
28 宅地の造成	施行区域の面積1ha以上	施行区域の面積3ha以上	施行区域の面積 20ha以上

＜横浜市の対象事業・規模要件、スクリーニングの対象事業、地域区分(ゾーニング)＞

事業の種類	対象事業の規模	
	第1分類事業	第2分類事業
道路の建設		
高速自動車国道(改築のみ)	全事業	–
自動車専用道路等	全事業	–
その他の道路	4車線かつ3km 以上	4車線かつ 2.5km 以上3km 未満
鉄道及び軌道の建設		
建設	全事業	–
改良	本線路の増設又は1km 以上の高架化、地下化、掘割化	–
工場及び事業場の建設 (特定工場(※3)の新設、増設)	平均排出水量 1,000 ㎥/日以上、燃料使用量(重油換算)4kℓ/時以上又は敷地面積3ha 以上	750 ㎥/日以上 1,000 ㎥/日未満、3kℓ/時以上4kℓ/時未満又は 2.5ha 以上3ha 未満
電気工作物の建設		
事業用電気工作物(火力) (新設、増設)	出力2万 kW 以上	出力 1.5 万 kW 以上2万 kW 未満
事業用電気工作物(風力) (新設、増設)	出力 5,000kW 以上	出力 3,800kW 以上 5,000kW 未満
変電所(新設、増設)	敷地面積3ha 以上	2.5ha 以上3ha 未満
自然科学研究所の建設 (新設、増設)	敷地面積3ha 以上かつ洗浄施設又は焼入施設を設置	2.5ha 以上3ha 未満かつ 洗浄施設又は焼入施設を設置
廃棄物処理施設の建設		
焼却施設(新設、増設)	1日の処理能力	
最終処分場(新設、増設)	埋立面積2ha	
その他の廃棄物中間処理施設 (自己処理を除く) (新設、増設)	敷地面積 9,00	
下水道終末処理場の建設 (新設、増設)	敷地面積3ha	
飛行場の建設	全事業	
公有水面の埋立	埋立面積 15ha	
高層建築物の建設	高さ 100m 以上かつ延べ面積5万㎡以上	75m 以上 100m 未満かつ 5万㎡以上
特定の区域(※4)	高さ 180m 以上かつ延べ面積 15 万㎡以上	100m 以上かつ 5 万㎡以上(第1分類事業を除く。)
運動、レクリエーション施設等の建設		
第 2 種特定工作物の新設	市街化区域内 20ha 以上市街化調整区域内 10ha 以上	15ha 以上 20ha 未満 7.5ha 以上 10ha 未満
都市公園の新設	敷地面積 20ha 以上かつ形質変更区域面積 10ha 以上	15ha 以上かつ 7.5ha 以上
工業団地の造成	造成面積 10ha 以上	7.5ha 以上 10ha 未満
流通業務団地の造成	造成面積 10ha 以上	7.5ha 以上 10ha 未満
土地区画整理事業	土地区画整理事業の面積 40ha 以上 (森林法に定められる森林の区域を 10ha 以上含む場合には 20ha 以上)	30ha 以上 40ha 未満(森林の区域を 7.5ha 以上含む場合には 15ha 以上)
開発行為に係る事業	市街化区域内 20ha 以上市街化調整区域内 10ha 以上	15ha 以上 20ha 未満 7.5ha 以上 10ha 未満

① 県と市の対象事業は一部異なる
② 県よりも市の規模要件が厳しい
③ 県はスクリーニングなし
　市は第 2 種事業を対象にスクリーニング
④ 県は全域を地域区分(ゾーニング)
　市は事業ごとに地域区分(ゾーニング)

○ 兵庫県・神戸市の対象事業の種類（　）・規模要件（　）、スクリーニングの対象事業（　）、地域区分（ゾーニング）（　）

＜兵庫県の対象事業・規模要件、スクリーニングの対象事業、地域区分（ゾーニング）＞

開発整備事業			対象事業	特別地域対象事業
1	道路	高速自動車国道	すべて	
		自動車専用道路（阪神高速）	4車線～（すべて）	2 車線 10km～
		自動車専用道路（一般国道）		
		自動車専用道路（その他）		
		一般国道（自専以外）	4車線 10km～	4車線 7.5～10km 未満 2 車線 10km～
		都道府県道		
		市町村道		
		林道（大規模林道）		
		林道（その他）		
		農道		
		臨港道路		
2	下水道		計画処理人口 10 万人～	
3	ダム 又は堰	ダム・堰	湛水面積 100ha～	湛水面積 50～100ha 未満
		湖沼水位調節施設・放水路	—	
4	廃棄物 処理施設	ごみ焼却施設	処理能力 450t/日～	
		し尿処理施設	処理能力 150kl/日～	
		産廃焼却施設	処理能力 450t/日～	
		最終処分場	敷地面積 15ha～	敷地面積 10ha～15ha 未満
5	畜産施設	豚房施設	豚房面積 7,500 ㎡～	
		牛房施設	牛房面積 23,500 ㎡～	
		鶏舎等	鶏舎面積 33,000 ㎡～	
6	飛行場		滑走路延長 2,500m ～	面積 50ha～
7	工場・事業場		面積 100ha～、 使用燃料 15kl/時～、 排水量 1 万 m3/日（冷却排水は 30 万 m3/日）～	面積 50～100ha 未満
8	発電所 （発電事業用）	水力発電所	出力3万 kW～	
		火力発電所（地熱）	出力1万 kW～	
		火力発電所（その他）	出力 7.5 万 kW～	
		原子力発電所	すべて	
	発電所	太陽電池発電所	面積5ha～	
		風力発電所	出力 1,500kW～	出力 500～1,500kW 未満
9	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ 施設	都市公園	形質変更面積 100ha～	面積 50ha～
		運動・レジャー施設	面積 100ha～	面積 50～100ha 未満
		ゴルフ場	形質変更面積 20ha～	
10	公有水面の埋立		埋立面積 50ha 超又は環境保全上重要な埋立	
11	工業団地	近畿圏整備法適用	造成面積 100ha～、 使用燃料 15kl/時～、 排水量 1 万 m3/日（冷却排水は 30 万 m3/日）～	造成面積 50～100ha 未満
		その他		
12	住宅団地	土地区画整理事業	造成面積 100ha～	造成面積 50～100ha 未満
		新住宅市街地開発事業		
		新都市基盤整備事業		
		宅地の造成事業（都市再生機構、中小企業基盤整備機構））		
		その他		
13	流通業務団地		造成面積 100ha～	造成面積 50～100ha 未満
14	鉄道又は軌道	新幹線鉄道	すべて	
		普通鉄道	延長 10km～	延長 7.5～10km 未満
		軌道		
15	土石の採取等		面積 100ha～	面積 50～100ha 未満
16	複合開発 整備事業	土地区画整理事業	造成面積 100ha～	造成面積 50～100ha 未満
		新住宅市街地開発事業		
		新都市基盤整備事業		
		宅地の造成事業（都市再生機構、中小企業基盤整備機構））		
		その他		
17	港湾計画		—	

＜神戸市の対象事業・規模要件、スクリーニングの対象事業、地域区分（ゾーニング）＞

		一般区域		特別区域	
		第 1 類事業	第 2 類事業	第 1 類事業	第 2 類事業
面的開発事業	宅地の造成 （土地区画整理事業等含む）	20ha 以上	5ha 以上（自然地の改変）	5ha 以上	2.5ha 以上
	レクリエーション施設	20ha 以上	5ha 以上（自然地の改変）	5ha 以上	2.5ha 以上
	土石の採取	20ha 以上	5ha 以上（自然地の改変）	5ha 以上	2.5ha 以上
	陸域の土砂埋立て又は盛土	20ha 以上（自然地の改変）	5ha 以上（自然地の改変）	5ha 以上	2.5ha 以上
	廃棄物処理施設				
	最終処分場	10ha 以上	5ha 以上（自然地の改変）	5ha 以上	2.5ha 以上
	リサイクル団地	10ha 以上	5ha 以上（自然地の改変）	—	—
	工業団地	①10ha 以上 ②排ガス 4 万立方メートル/時以上 ③排水 1 万立方メートル/日以上 （冷却排水 30 万立方メートル/日以上）	①5ha 以上（自然地の改変） ②排ガス 4 万立方メートル/時以上（都市ガス・天然ガス等の良質燃料のみを使用するもの）	—	—
	流通業務団地	10ha 以上	5ha 以上（自然地の改変）	—	—
施設系事業	工場・事業場	①10ha 以上 ②排ガス 4 万立方メートル/時以上 ③排水 1 万立方メートル/日以上 （冷却排水 30 万立方メートル/日以上）	①5ha 以上（自然地の改変） ②排ガス 4 万立方メートル/時以上（都市ガス・天然ガス等の良質燃料のみを使用するもの） ③施設更新（同一敷地内かつ大気汚染物質等の排出量低減が図られるもの）	—	—
	廃棄物処理施設 （焼却施設）	①10ha 以上 ②処理能力 200t/日以上 ③排ガス 4 万立方メートル/時以上	①5ha 以上（自然地の改変） ②施設更新（同一敷地内かつ大気汚染物質等の排出量低減が図られるもの）	—	—
	発電所				
	火力	①10ha 以上 ②2 万 kW 以上	①5ha 以上（自然地の改変） ②2 万 kW 以上（都市ガス・天然ガス等の良質燃料のみを使用するもの） ③施設更新（同一敷地内かつ大気汚染物質等の排出量低減が図られるもの）	—	—
	太陽光	5ha 以上	—	—	2.5ha 以上
	大規模建築物	60m・延床 10 万平方メートル	—	—	—
	下水終末処理場	①新設：すべて ②増設：処理人口 10 万人増加	施設更新 （同一敷地内かつ排水量及び水質汚濁物質の排出量低減が図られるもの）	—	—
交通系事業	道路				
	高速自動車道	すべて	—	—	—
	自動車専用道路等	2 車線以上		—	
	一般道路	4 車線・3km 以上		2 車線・ 2km 以上	
	その他道路				
	鉄道・軌道				
	新幹線	すべて	—	—	—
	その他				
	鉄道等の改良	連続立体交差化			
	飛行場				
	陸上飛行場	すべて			
	ヘリポート	離着陸回数： 10 回/月超又は 100 回/年超			
	滑走路	①新設：すべて ②増設：375m 以上			
海域系事業	公有水面の埋立て	20ha 以上	は 5ha 以上）		
	防波堤	1km 以上	—	—	—
	（特例） 港湾計画変更時	埋立 100ha 以上含む	—	—	—

① 県と市の対象事業は一部異なる
② 県よりも市の規模要件が厳しい
③ 県はスクリーニングなし
　市は第 2 種事業を対象にスクリーニング
④ 県は全域を地域区分（ゾーニング）
市は概ね事業ごとに地域区分（ゾーニング）

資料4

熊本市の地域区分（ゾーニング）（案）

令和5年7月21日（金）

熊本市環境政策課

目次

１　熊本県の地域区分

２　熊本市の保全区域

３　熊本市の地域区分（ゾーニング）（案）

４　今後の方針

1. 熊本県の地域区分

(1) 熊本県の地域区分(ゾーニング)

① 森林地域

国土利用利用計画法に規定する森林地域(農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域を除く)

⇒ **金峰山、立田山、雁回山ほか**
(道路事業が対象)

② 干潟等地域

自然環境保全法に規定する基礎調査により確認された干潟若しくは藻場又は国土利用計画法に規定する自然公園地域

⇒ **有明海沿岸部**
(公有水面の埋立・干拓事業が対象)

③ 地下水保全地域

熊本県地下水保全条例の指定地域

⇒ **熊本市全域**
(面整備や工場・事業場が対象)

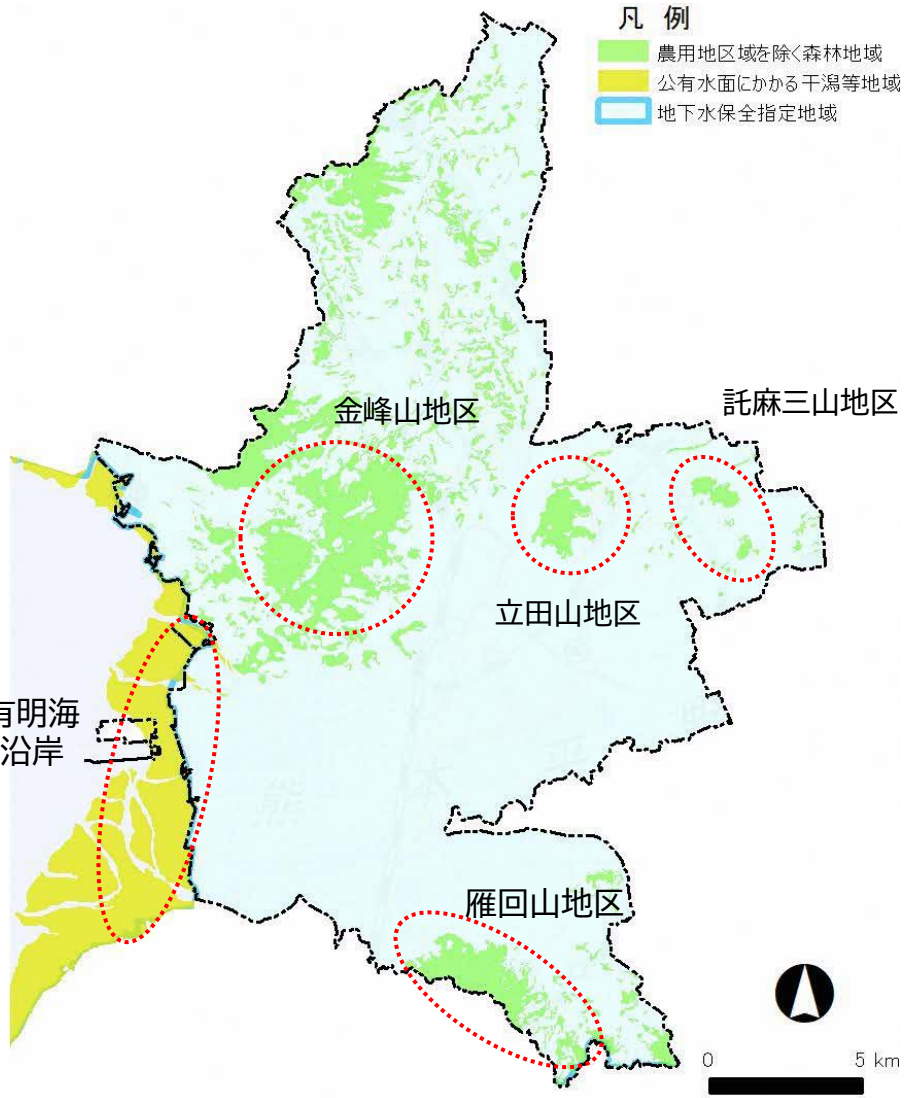

この地図は、「電子地形図(タイル)」「基盤地図情報」(国土地理院)を使用し、㈱エイト日本技術開発が編集・加工したものである。

2. 熊本市の保全区域

（1）本市の保全すべき地域

本市の特徴である①～③を保全するための地域を設定する。

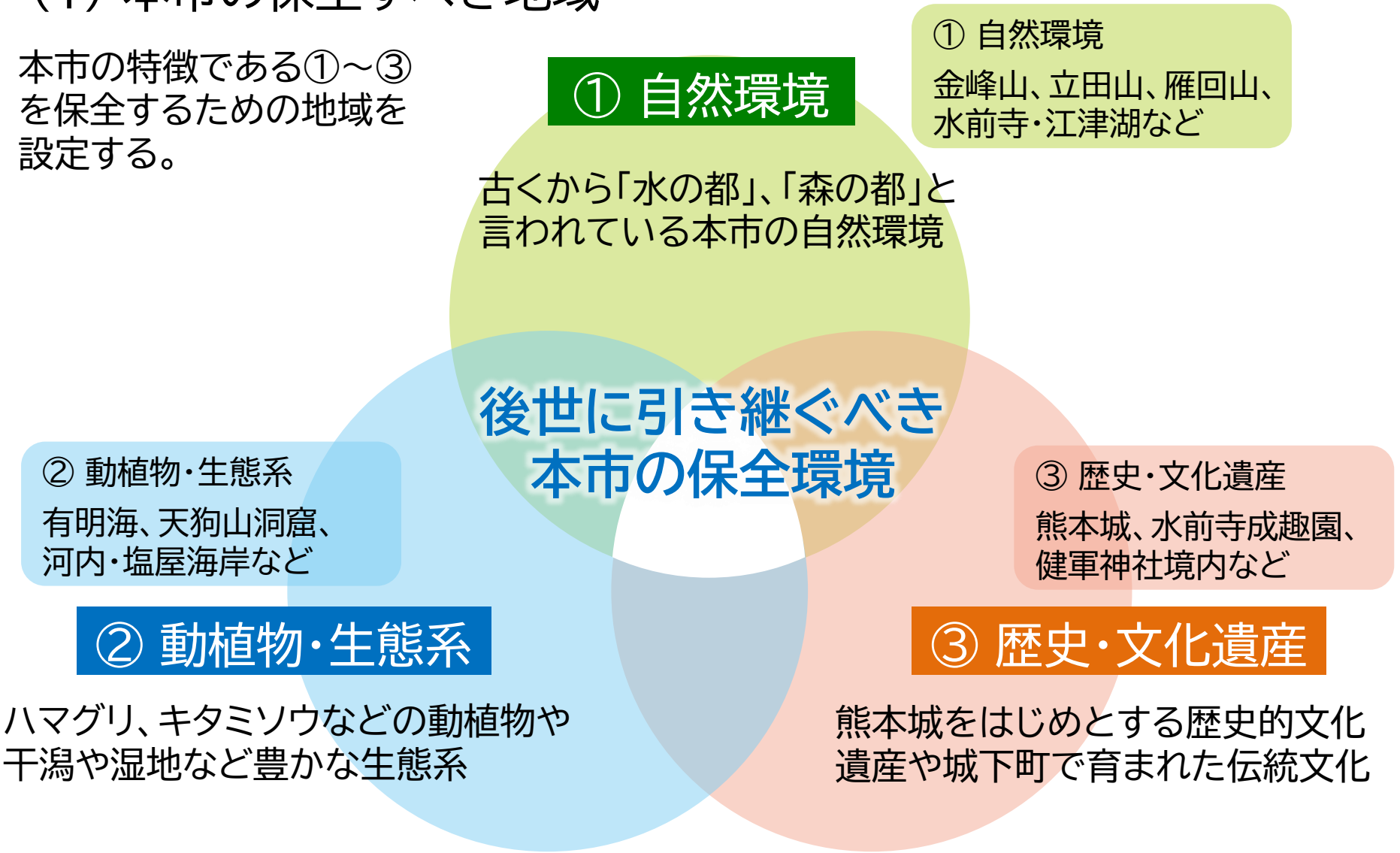

2. 熊本市の保全区域（自然環境）

① 自然環境

：選定地域

	分野	地域・対象名	市の代表地域・対象
①	自然環境	自然公園地域	金峰山、立田山
②	自然環境	保安林	金峰山、立田山、雁回山 ほか
③	自然環境	地域森林計画 対象民有林	金峰山、立田山、雁回山 ほか
④	自然環境	環境保護地区	砂取環境保護地区ほか （計14箇所）
⑤	自然環境	森林地域	金峰山、立田山、雁回山 ほか
⑥	自然環境	地下水保全地域	熊本市全域 （水前寺・江津湖湧水群等）

：熊本県の地域区分（ゾーニング）の地域

- ②, ③は、自然公園地域や森林地域にほとんど包括されることから、新たに「① 自然公園地域」を選定。
- 本市独自の市街地周辺の貴重な緑地や自然環境の保全地域であるため、「④ 環境保護地区」を選定。

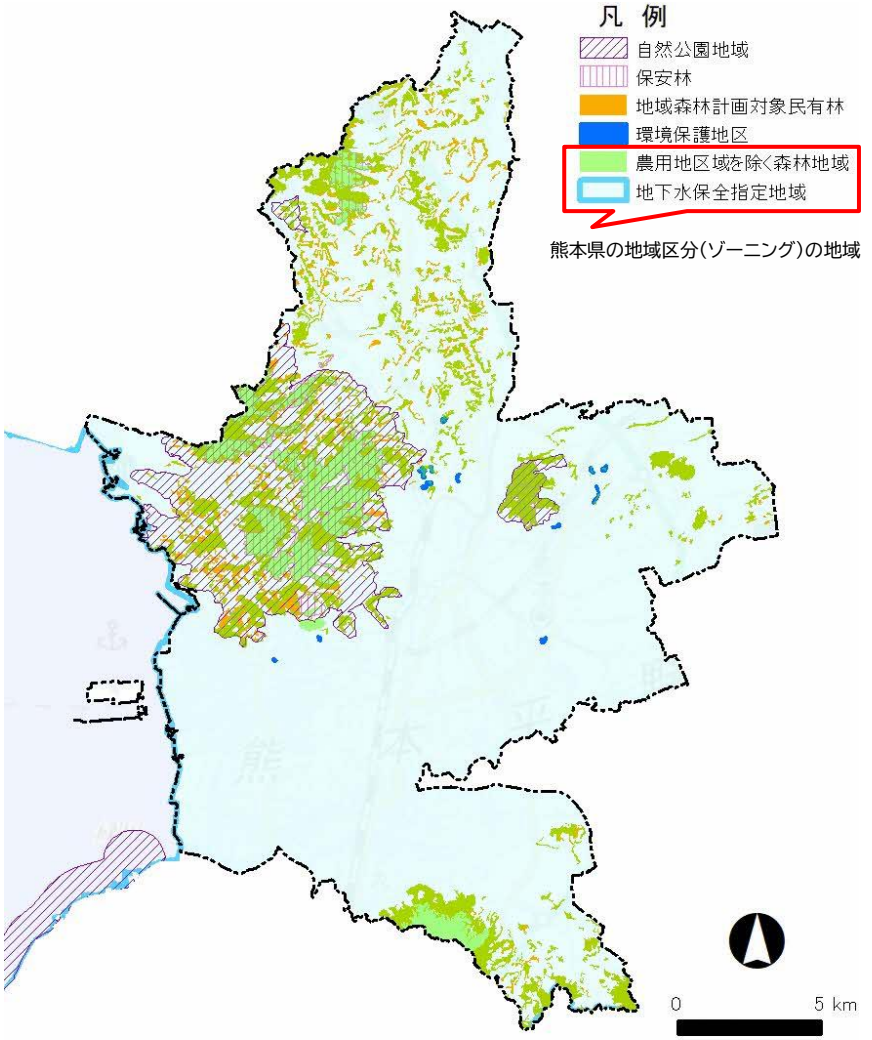

この地図は、「電子地形図（タイル）」「基盤地図情報」（国土地理院）を使用し、㈱エイト日本技術開発が編集・加工したものである。

2. 熊本市の保全区域（動植物・生態系）

② 動植物・生態系

：選定地域

	分野	地域・対象名	市の代表地域・対象
⑦	動植物・生態系	生息地等保護区	立田山
⑧	動植物・生態系	鳥獣保護区	金峰山、立田山、託麻三山、江津ほか（計7箇所）
⑨	動植物・生態系	重要湿地	有明海、江津湖・上江津湖水系、白川・緑川河口
⑩	動植物・生態系	天然記念物	国指定：下田のイチョウ 県指定：寂心さんの樟ほか
⑪	動植物・生態系	保存樹木等	245箇所（590本）
⑫	動植物・生態系	ふるさと熊本の樹木	鶴羽田菅原神社の椋ほか
⑬	動植物・生態系	干潟等地域	有明海沿岸、河内・塩屋海岸

：熊本県の地域区分（ゾーニング）の地域

- ⑦は、鳥獣保護区に包括されていることから、「⑧ 鳥獣保護区」を選定。
- 生物多様性保全の観点から重要な地域であるため「⑨ 重要湿地」を選定。

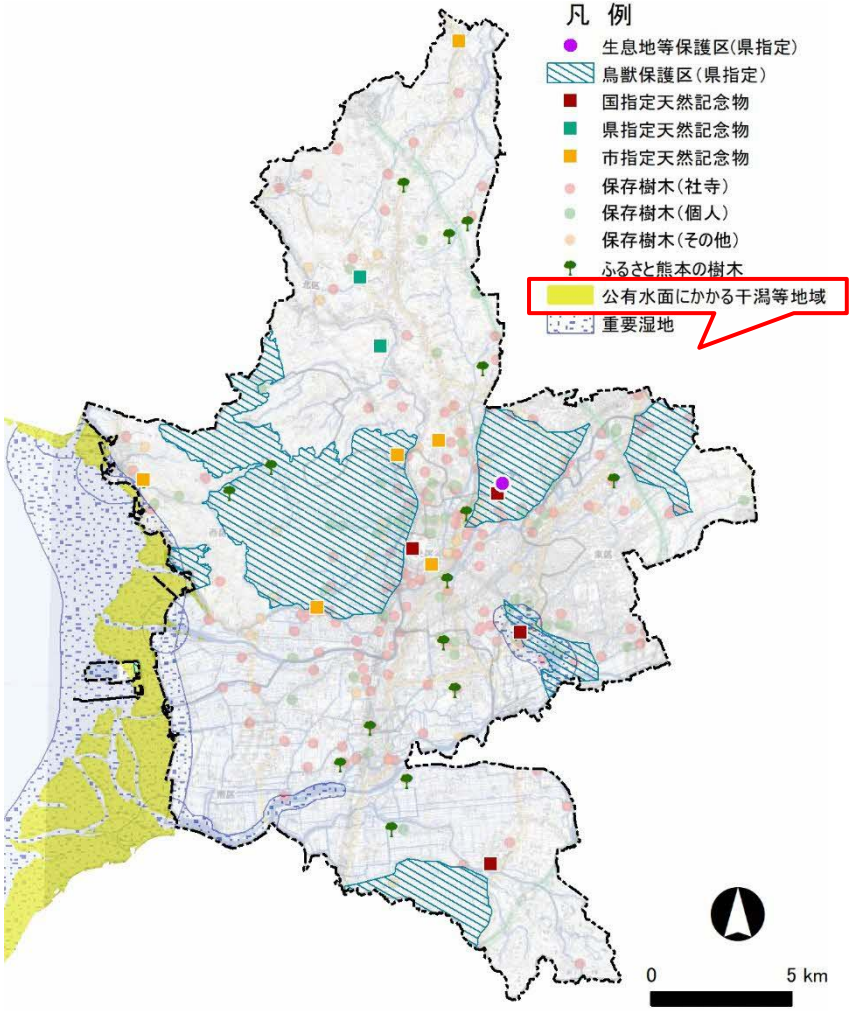

この地図は、「電子地形図（タイル）」「基盤地図情報」（国土地理院）を使用し、㈱エイト日本技術開発が編集・加工したものである。

2. 熊本市の保全区域（歴史・文化遺産）

③ 歴史・文化遺産

：選定地域

	分野	地域・対象名	市の代表地域・対象
⑭	歴史・文化遺産	文化財	熊本城、長崎次郎書店、旧細川刑部邸ほか
⑮	歴史・文化遺産	名勝・史跡	熊本城跡、水前寺成趣園、健軍神社境内ほか
⑯	歴史・文化遺産	風致地区	立田山、水前寺・江津湖、八景水谷、花岡山・万日山ほか
⑰	歴史・文化遺産	歴史的風致地区	城下町の祭礼（城下町地区）、港町の祭礼（川尻地区）ほか

- 市域に点在し、適切な保存だけでなく、周辺環境を含めた一体的な保全が必要であるため、「⑮ 名勝・史跡」、「⑯ 風致地区」を選定する。
- ⑰は名勝・史跡の地域と同様であるため未選定。

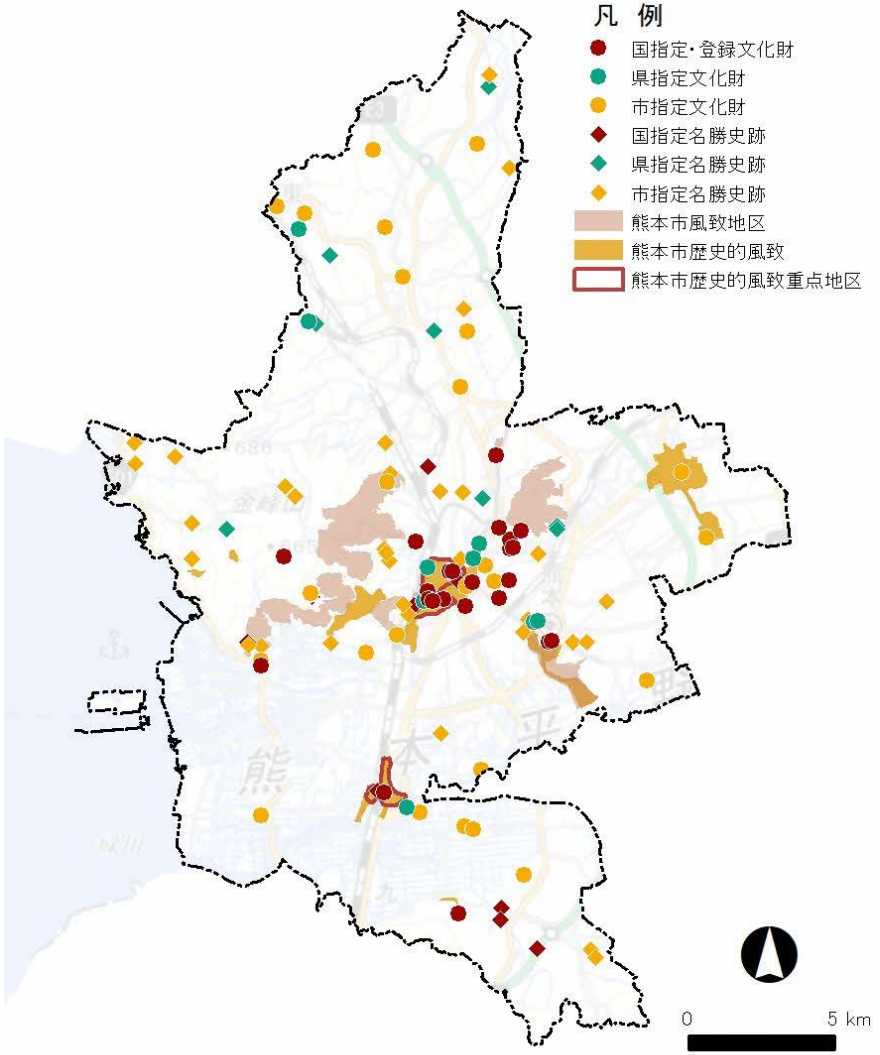

この地図は、「電子地形図（タイル）」「基盤地図情報」（国土地理院）を使用し、㈱エイト日本技術開発が編集・加工したものである。

3. 熊本市の地域区分(ゾーニング)(案)

(1) 本市の地域区分(ゾーニング)の方針

熊本県の地域区分(ゾーニング)

熊本県では、① 森林地域（大規模伐採を伴う道路事業)、② 干潟等地域（公有水面を消失する埋立・干拓事業)、③ 地下水保全地域（涵養域が減少する面整備や工場・事業場)に区分し、特定の対象事業に対して規模要件の強化を図っている。

＋

本市の保全すべき地域

熊本県の地域区分(ゾーニング)だけでなく、本市の特徴である、① 自然環境、② 動植物・生態系、③ 歴史・文化遺産を後世にに残すために、本市の地域特性を踏まえたきめ細かな保全すべき地域を設定する必要がある。

▼

本市の地域区分(ゾーニング)

熊本県の地域区分(ゾーニング)に加え、本市の保全すべき地域を新たに追加することで、これまで以上に本市の環境配慮が必要な地域の環境保全に取り組む。

3. 熊本市の地域区分(ゾーニング)(案)

(2) 本市の地域区分(ゾーニング)(案)

	分野	地域名	概要(根拠法令)	本市の代表地域・対象
①	自然環境	自然公園地域	・優れた自然の風景地で、その保護等を図る必要がある地域(自然公園法、熊本県立自然公園条例)	金峰山、立田山
②	自然環境	環境保護地区	・市街地周辺に残された貴重な緑地等の保全地域(熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例)	砂取環境保護地区ほか(計14箇所)
③	自然環境	森林地域	・林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域(森林法)	金峰山、立田山、雁回山ほか
④	自然環境	地下水保全地域	・地下水の採取により地下水位の低下等の障害が生ずるおそれのある地域等(熊本市地下水保全条例)	熊本市全域(水前寺・江津湖湧水群等)
⑤	動植物・生態系	鳥獣保護区	・鳥獣保護の見地から指定される地区(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)	金峰山、立田山、託麻三山、江津ほか(7箇所)
⑥	動植物・生態系	重要湿地	・生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に選定された地域(ラムサール条約)	有明海、江津湖・上江津湖水系、白川・緑川河口
⑦	動植物・生態系	干潟等地域	・生物多様性の観点から重要度の高い海域として指定された地域(自然環境保全法、国土利用計画法等)	有明海沿岸、河内・塩屋海岸
⑧	歴史・文化遺産	名勝・史跡	・鑑賞上又は歴史上等価値の高いもの(文化財保護法、熊本県文化財保護条例、熊本市文化財保護条例)	熊本城跡、水前寺成趣園、健軍神社境内ほか
⑨	歴史・文化遺産	風致地区	・土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致(自然的景観)の維持が必要な区域。(都市計画法)	立田山、水前寺・江津湖、八景水谷、花岡山・万日山ほか

■ : 熊本県の地域区分(ゾーニング)の地域

3. 熊本市の地域区分(ゾーニング)(案)

(3) 本市の地域区分(ゾーニング)(案)

① 自然公園地域

② 環境保護地区

③ 森林地域

④ 地下水保全地域

⑤ 鳥獣保護区

⑥ 重要湿地

⑦ 干潟等地域

⑧ 名勝・史跡

⑨ 風致地区

※ 赤字：熊本県の地域区分(ゾーニング)の地域

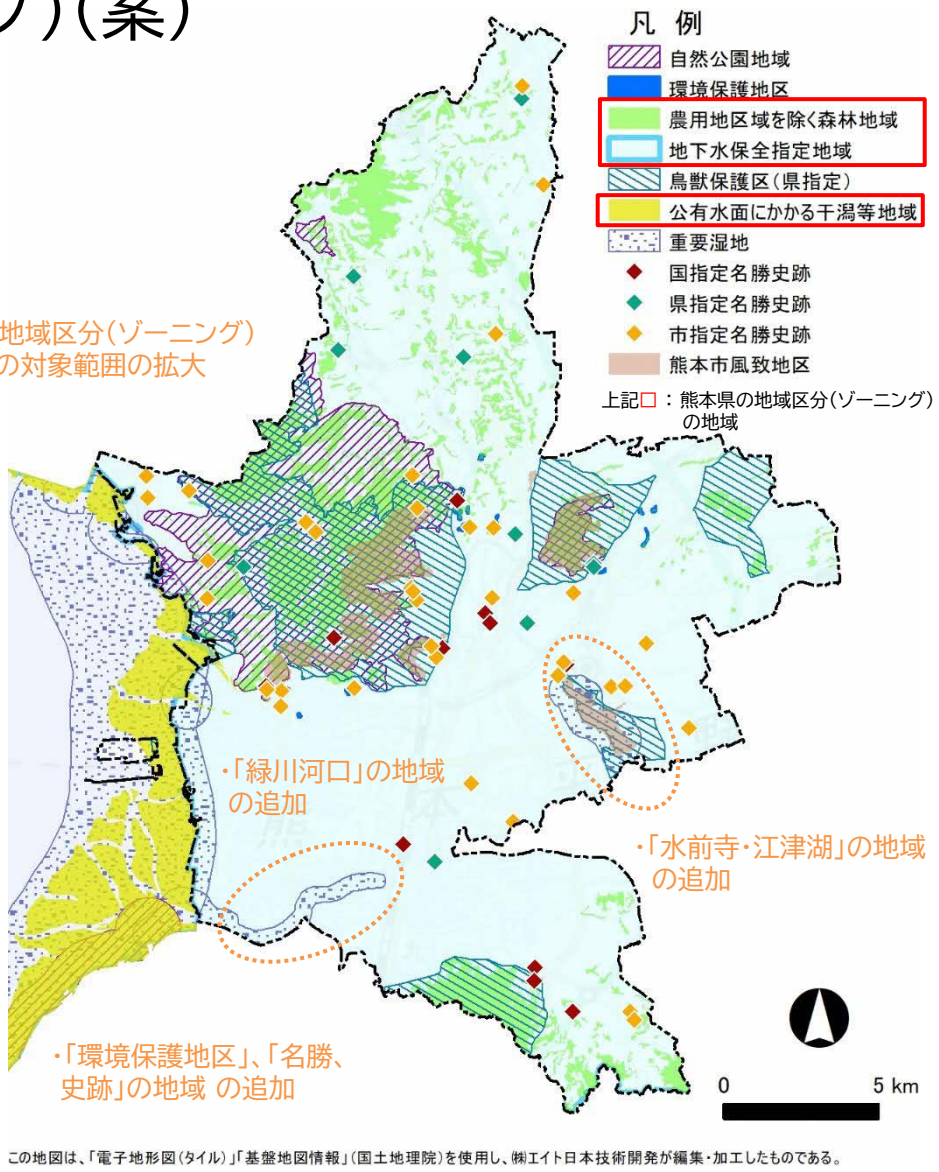

＜熊本市ゾーニング図＞

4. 今後の方針

(1) 新たな地域区分(ゾーニング)を踏まえた規模要件等の検討

(本市の地域区分(ゾーニング))

① 自然公園地域
② 環境保護地区
③ 森林地域
④ 地下水保全地域
⑤ 鳥獣保護区
⑥ 重要湿地
⑦ 干潟等地域
⑧ 名勝・史跡
⑨ 風致地区

※ 赤字：熊本県の地域区分(ゾーニング)の地域

これらの地域は、他の地域よりも環境影響の配慮が必要。

ただし、「③ 森林地域」、「④ 地下水保全地域」、「⑦ 干潟等地域」の特定の対象事業は、既に県条例により規模要件が強化。

また、「④ 地下水保全地域」は、本市全域が対象。

○ 熊本県の現行の県条例の制度を前提。

○「④ 地下水保全地域」を除く、「① 自然公園地域」から「⑨ 風致地区」までを新たに「**指定地域**」として設定。

4. 今後の方針

熊本県の対象事業の規模要件を前提にしつつ、新たに設定する「**指定地域**」に対して、対象事業の規模要件の強化などを検討する。

＜対象事業の規模要件（イメージ）＞　※ 規模要件等は、他の自治体の事例等も参考に検討。

対象事業の種類	対象事業の規模要件等	
	右記以外	指定地域の地域
国道、県道、市町村道等	4車線以上かつ長さ5㎞以上 森林地域：2車線以上かつ長さ10㎞以上	4車線以上かつ長さ○㎞以上 （森林地域を除く）
大規模林道	幅員6.5m以上かつ長さ10㎞以上	幅員6.5m以上かつ長さ○㎞以上
鉄道	長さ5㎞以上	長さ○○㎞以上
廃棄物最終処分場	新設すべて	
公有水面の埋立・干拓	面積25ha以上 干潟等地域：面積5ha以上	面積○ha以上 （干潟等地域を除く）
土地区画整理事業	地下水保全地域：面積25ha以上	面積○○ha以上

※　青字は熊本県の地域区分（ゾーニング）を踏まえた規模要件。黄色塗は、本市の「指定地域」を対象に新たに規模要件を検討。

＜参考＞

（1）「環境影響評価法」法アセス

〇法アセスの対象となる事業の種類は限定
〇事業規模によって、第1種事業と第2種事業に分類され、第1種事業はアセス必須、第2種事業はスクリーニングにかけアセスの要否を決定

（2）「環境影響評価条例」条例アセス

〇すべての都道府県及び本市を除く政令指定都市並びに一部の中核市（吹田市、尼崎市）の計68自治体が環境影響評価条例を制定済
〇法アセスの対象となる事業よりも小さい規模のものが対象
〇法アセスの対象とならない事業の種類を、条例アセスの対象としている自治体もある

（3）「熊本県環境影響評価条例」

〇条例第48条の2
市町村が対象事業に係る環境影響評価及び事後調査に関し条例を制定している場合において、当該条例の内容がこの条例の趣旨に即したものであり、かつ、環境の保全に関しこの条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が指定したときは、当該市町村の区域内に限って実施される対象事業については、この条例の規定は、適用しない。

本市独自の条例といっても、県知事の指定を受ける必要があるため、県条例を基本としつつ、市の特色を打ち出す必要がある。

○ 熊本県の対象事業の種類・規模要件と熊本市の対象事業の種類・規模要件及びスクリーニングの対象事業のイメージ（案）

森林地域、干潟等地域、地下水保全地域

※ 第４回環境審議会までに整理

＜熊本県の対象事業の種類・規模要件＞

番号	事業の種類	事業の規模要件等
1	国道、県道、市町村道、農道、林道	４車線以上かつ長さ５㎞以上
		（森林地域：２車線以上かつ長さ 10 ㎞以上）
	大規模林道	幅員 6.5m 以上かつ長さ 10 ㎞以上
2	ダム	貯水面積 50ha 以上
	堰	湛水面積 50ha 以上
	放水路	土地改変面積 50ha 以上
3	鉄道	長さ５㎞以上
	軌道	長さ５㎞以上
4	飛行場	滑走路の長さ 1,250m 以上又は延長後の長さ 1,250m 以上かつ延長部分 250m 以上
5	水力発電所	出力 15,000kW 以上
	火力発電所	出力 75,000kW 以上
	地熱発電所	出力 5,000kW 以上
	風力発電所	出力 5,000kW 以上（一定の事業に該当する事業は除く。）
6	廃棄物最終処分場	新設すべて
	廃棄物焼却施設	処理能力 4t/時又は 100t/日以上
	し尿処理施設	処理能力 100kl/日以上
7	公有水面の埋立・干拓	面積 25ha 以上
		（干潟等地域を含む場合は面積 5ha 以上）
8	土地区画整理事業	面積 50ha 以上
		（地下水保全地域は面積（人口集中地区の面積を除く）25ha 以上）
9	新住宅市街地開発事業	面積 50ha 以上
		（地下水保全地域は面積 25ha 以上）
10	工業団地の造成事業	面積 50ha 以上
		（地下水保全地域は面積 25ha 以上）
11	新都市基盤整備事業	面積 50ha 以上
		（地下水保全地域は面積 25ha 以上）
12	流通業務団地の造成事業	面積 50ha 以上
		（地下水保全地域は面積 25ha 以上）
13	住宅団地の造成事業	面積 50ha 以上
		（地下水保全地域は面積 25ha 以上）
14	農用地の造成事業	面積 100ha 以上（農用地以外の土地から農用地への地目変換に係わるものに限る）
15	スポーツ又はレクリエーション施設	面積 50ha 以上
		（地下水保全地域は面積 25ha 以上）
	ゴルフ場	面積 20ha 以上又は変更後の面積 20ha 以上かつ増加面積 5ha 以上
16	下水道終末処理場	計画処理人口 10 万人以上
17	工場・事業場	燃料使用量 8kl/時又は平均排出水量１万㎥/日以上
		（地下水保全地域は平均排出水量 0.5 万㎥/日以上）
18	豚房施設	施設面積 7,500 ㎡以上又は増設後の総面積 9,000 ㎡以上
19	岩石、土、砂利の採取	面積 30ha 以上又は変更後の面積 50ha 以上
20	その他の造成事業	上記以外の工作物の用に供する土地の造成事業で面積 50ha 以上
		（地下水保全地域は面積 25ha 以上）
○	港湾計画	埋立て区域及び掘込み地域の面積の合計が 150ha 以上

＜熊本市の対象事業の種類・規模要件及びスクリーニングのイメージ＞